



第6章 各種施策の基盤、各主体の参加及び 国際協力に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境保全経費

各府省の予算のうち環境保全に係る予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を行って各府省に示すとともに、環境保全経費

として取りまとめました。平成24年度予算における環境保全経費の総額は、1兆5,318億円となっています(表6-1-1、表6-1-2)。

表6-1-1 環境保全経費一覧（施策体系別）

(単位：百万円)

	23年度 予算額	24年度 予算額	比較増△減
地球環境の保全	583,287	566,139	△ 17,147
大気環境の保全	230,407	222,811	△ 7,596
水環境、土壌環境、 地盤環境の保全	66,425	62,682	△ 3,743
廃棄物・リサイクル 対策	71,745	428,351	356,606
化学物質対策	12,789	6,762	△ 6,028
自然環境の保全と 自然とのふれあい 推進	144,732	139,285	△ 5,447
各種施策の基盤と なる施策等	99,708	105,776	6,068
合 計	1,209,094	1,531,807	322,713

(注) 1：端数処理（百万円未満四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合がある。
2：表中の計数には特別会計を含む。
3：複数の区分に該当する予算要求については、便宜上、主要区分による集計を行っている。

資料：環境省

表6-1-2 環境保全経費一覧（府省別）

(単位：百万円)

	23年度 予算額	24年度 予算額	比較増△減
内閣府	24,349	23,384	△965
総務省	2,634	820	△1,814
法務省	74	51	△23
外務省	4,375	4,505	130
財務省	160	3	△157
文部科学省	72,513	90,063	17,551
厚生労働省	2,698	2,217	△481
農林水産省	227,365	244,297	16,932
経済産業省	366,217	309,144	△57,073
国土交通省	228,217	213,457	△14,759
環境省	212,590	578,081	365,491
防衛省	67,903	65,785	△2,118
合計	1,209,094	1,531,807	322,713

(注) 1：端数処理（百万円未満四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合がある。
2：表中の計数には特別会計を含む。
3：復興庁計上予算は、計上元省庁に含む。

資料：環境省

2 政府の対策

(1) 環境基本計画の見直し

平成23年3月7日、環境大臣から中央環境審議会に対して環境基本計画の見直しについて諮問がなされました。その後、約1年に及ぶ審議を経て、環境大臣に新計画案についての答申が提出され、この答申を受けて、平成24年4月27日に第4次となる環境基本計画が閣議決定されました。本計画では、今後の環境政策の展開

の方向として、「政策領域の統合による持続可能な社会の構築」「国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化」「持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成」「地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と協働の推進」といった4つの方向性が掲げられました。この方向に沿って、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」等の3つの事象横断的な分野と「地球温暖化に関する取組」等の



6つの事象面で分けた分野からなる9つの重点分野をはじめとした施策が示されています。これらに加え、東日本大震災及び原子力発電所事故を踏まえ、エネルギー・温暖化対策の一体的な見直し、災害廃棄物処理、放射性物質による環境汚染対策等についても、記述されています。

(2) 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

関係府省は、第三次環境基本計画に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

3 原子力規制の転換

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、放射線から人の健康と環境を保護するため、規制制度・防災体制とこれを運用する行政組織について抜本改革を図る必要があることから、「原子力の安全の確保に

関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」及び「原子力安全調査委員会設置法案」を、平成24年1月31日に国会に提出しました。

第2節 環境影響評価等

1 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第19条では、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たって、環境保全について配慮しなければならないと規定され

ており、上位の計画や政策段階の戦略的環境アセスメントについてわが国での導入に向けた検討を行いました。

2 環境影響評価の実施

(1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法(平成9年法律第81号)は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境

影響評価の手續の実施を義務付けています。同法に基づき、平成24年3月末までに計203件の事業について手續が実施されました。そのうち、23年度においては、新たに7件の手續開始、また、4件が手續完了し、環境配慮の徹底が図られました(表6-2-1)。

表6-2-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

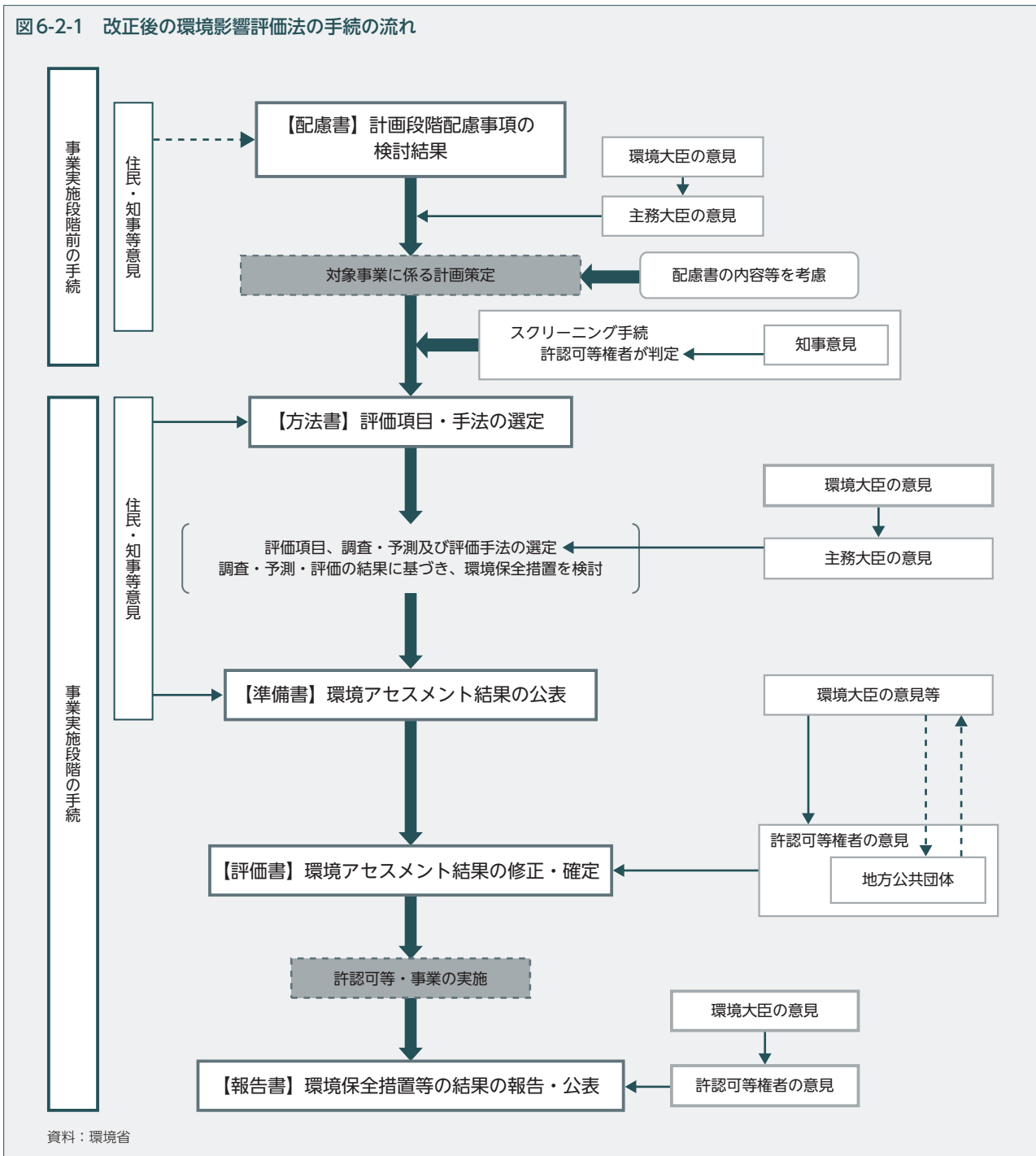
(平成24年3月31日現在)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立・干拓	面整備	合計
手續実施	77 (22)	8 (0)	16 (4)	9 (0)	59 (12)	6 (1)	15 (3)	20 (9)	203 (50)
手續中	12 (0)	2 (0)	4 (1)	1 (0)	12 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	37 (1)
手續完了	56 (21) ^{注3)}	5 (0)	10 (3)	7 (0)	41 (12) ^{注3)、4)}	4 (1)	9 (2) ^{注4)}	14 (7)	142 (45)
手續中止	9 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	6 (0)	—	2 (1)	4 (2)	24 (4)
環境大臣意見 ^{注2)}	56 (21)	5 (0)	11 (3)	7 (0)	41 (12)	—	—	14 (8)	134 (44)

(第2種事業を含む)

注1) 括弧内は途中から法に基づく手續に乗り換えた事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。
 注2) 特に意見なしと回答した事業を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に限られる。平成23年度に環境影響評価法第23条に基づく環境大臣の意見を提出した事業は、新仙台火力発電所リブレース計画、能越自動車道(田鶴浜～七尾)、JFE千葉西発電所更新・移設計画、京王電鉄京王線(笹塚駅～つつじヶ丘駅間)連続立体交差化及び複々線化事業、大分共同発電所3号機増設計画。
 注3) 平成23年度に環境影響評価法第27条に基づく公告・縦覧が終了した事業は、高速横浜環状北西線、新仙台火力発電所リブレース計画、能越自動車道(田鶴浜～七尾) JFE千葉西発電所 更新・移設計画。
 注4) 環境影響評価法第4条第3項第2号に基づく通知が終了した事業(スクリーニングの結果、法アセス手續不要と判定された事業)3件を含む。

図6-2-1 改正後の環境影響評価法の手続の流れ



資料：環境省

(2) 環境影響評価の適切な運用への取組

平成23年4月に成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」(図6-2-1)に盛り込まれている法改正事項のうち、方法書段階での説明会の義務化、電子縦覧の義務化及び政令で定める市からの直接意見提出手続の創設等に係る施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令が平成23年10月に公布され、平成24年4月に同法が一部施行されました。また、風力発電事業を同法の対象事業に追加するための施行令の一部を改正する政令が同年11月に公布され、平成24年10月に施行されます。環境影響評価の具体的な実施

方法に関する基本的事項については、「環境影響評価法の一部を改正する法律」により創設された事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階環境配慮書の手続等が、平成25年4月から施行されること及び5年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表することとなっていることから、平成23年6月より検討会を開催し、平成24年4月に策定、公表しました。そのほか、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の提供による環境影響評価の質及び信頼性の確保を目的として、これらの情報等を集積し、インターネット等を活用して国民や地方公共団体等への情報支援を行いました。



(3) 地方公共団体における取組

平成23年度末現在、都道府県と政令指定都市を合わせた66団体のうち62団体において環境影響評価条例が公布・施行され、さらに知事意見を述べる際の審査会等第三者機関への諮問や事業者への事後調査の義務付けを導入しています。

対象事業については環境影響評価法対象の規模要件を下回るものに加え、廃棄物処理施設やスポーツ・レクリエーション施設、畜産施設、土石の採取、複合事業なども対象としており、さらに環境基本法に規定されている「環境」よりも広い範囲の「環境」の保全を目的とし、埋蔵文化財、地域コミュニティの維持、安全などについても評価対象にするなど、地域の独自性が発揮されています。

(4) 個別法等に基づく環境保全上の配慮

港湾法(昭和25年法律第218号)、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づいて行われる事業の認可、計画等の策定等に際し、環境保全の見地から検討を行いました。

(5) 東日本大震災からの復旧・復興に係る施策等について

ア 災害復旧のための発電設備の設置に係る環境影響評価法の適用除外について

震災により原形復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給量を補うために、東京電力株式会社及び東北電力株式会社が当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置の事業で、災害復旧事業として復旧計画に位置付けられるものについては、環境影響評価法第52条第2項の規定に基づき、同法の適用除外となることを確認しました。これらの事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境保全について適正な配慮が行われるよう、当該事業による環境影響を最小化するための実行可能な最大限の配慮を行うことや、関係地方公共団体及びその地域住民に対する説明や意見聴取等の措置をとるよう、政府として指導しました。

イ 復興特区における特定環境影響評価手続

平成23年12月に施行された東日本大震災復興特別区域法に基づき、被災した地域での迅速な復興を図るための復興整備計画に位置付けられる復興整備事業のうち、環境影響評価法の対象事業となる土地区画整理事業並びに鉄道・軌道の建設及び改良事業について、地方公共団体等への意見聴取及び環境大臣意見の提出等の機会を確保するとともに、既存資料等の活用や、方法書、準備書、評価書の一つに集約した特定評価書を作成することなどにより環境影響評価を実施する特例規定を設けました。

第3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

1 調査研究及び監視・観測等の充実

(1) 研究開発の総合的推進

第4期科学技術基本計画(計画年度:平成23~27年度)では、科学技術政策と科学技術の成果を新たな価値創造に結びつけるイノベーション政策とを一体化した科学技術イノベーション政策を全面に押し出し、従来の「分野別推進戦略」から国が取り組むべき政策課題をあらかじめ設定する「課題解決型推進戦略」に転換しています。環境・エネルギー分野でのイノベーションを目指すグリーン・イノベーションでは、エネルギーの安定確保、気候変動問題への対応を喫緊の課題としています。

グリーン・イノベーションでは、先ず目指すべき社会の姿を「自然と共存し持続可能な環境・エネルギー

先進国」とし、次にその実現に必要な政策課題を、クリーンエネルギー供給の安定確保、分散エネルギーシステムの拡充、エネルギー利用の革新、社会インフラのグリーン化、と設定しています。さらに、例えば政策課題「社会インフラのグリーン化」の解決のために最優先で進めるべき重点的取組としては「地域特性に応じた自然共生型のまちづくり」を設定するという手順で、個別施策の提示の前に全体設計をしています。

また、平成22年からの5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題や、その効果的な推進方策を示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成22年6月中央環境審議会答申)については、実施状況をフォローアップし、その着実な推進を図りました。

(2) 環境省関連試験研究機関における研究の推進

ア 独立行政法人国立環境研究所

国立環境研究所では、環境大臣が定めた第3期中期目標（平成23～27年度）と第3期中期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、また、政策貢献型の研究機関としての役割を果たすため、環境研究の柱となる8の研究分野（①地球環境研究分野、②資源循環・廃棄物研究分野、③環境リスク研究分野、④地域環境研究分野、⑤生物・生態系環境研究分野、⑥環境健康研究分野、⑦社会環境システム研究分野、⑧環境計測研究分野）を設定し、それらを担う研究センターにおいて、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に研究を推進しました。特に、課題対応型研究としては、緊急かつ重点的な研究課題や次世代の環境問題に先導的に取り組む研究課題として、10の研究プログラムを推進しています。さらに、長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備として、地球環境モニタリングや、「子どもの健康と環境に関する全国調査」の総括的な管理・運営等を進めました。また、環境の保全に関する国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」によってインターネット等を通じて広く提供しました。

東日本大震災からの復旧・復興に向けて、研究所の有する知見やネットワークを活用して研究面から貢献するとともに、環境中の放射性物質の動態解明や放射性物質に汚染された廃棄物等の効率的な処理処分等に関する研究を実施しました。

イ 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、外部委員による評価と水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、平成22年8月に「中期計画2010」を策定し、①メチル水銀の健康影響に関する調査・研究、②メチル水銀の環境動態に関する調査・研究、③地域の福祉の向上に貢献する業務、④国際貢献に資する業務の4つの重点分野について研究及び業務を推進しました。

メチル水銀の健康影響に関し、脳磁計（MEG）を活用した臨床研究を地元医療機関との共同研究により実施しました。また、国内の研究機関等を対象とした公募による幅広い水銀研究を実施しました。さらに、水俣病発生地域の福祉の向上等に貢献するため、社会福祉協議会等と協力して、「介護予防等在宅支援のための地域社会構築推進事業」を進めるとともに、市街地に拠点を設け、地域再生・振興に関する調査・研究を開始しました。

国際貢献として、開発途上国に対して、水銀分析技

術移転のために研究者の派遣を積極的に行いました。また、国外の研究者を受け入れて、メチル水銀のヒトへの健康に及ぼす影響に関する共同研究や水銀分析技術を中心とした研修を実施し、WHO研究協力センターとしての役割を果たしました。

併せて、これらの施策や研究内容について、ホームページ（<http://www.nimdg.go.jp/>）上で具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

(3) 環境保全に関する調査研究・技術開発等の推進

環境省に一括計上した平成23年度の関係行政機関の試験研究機関の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費では、5府省15試験研究機関等において、長期継続的環境観測、各府省における行政施策への反映が期待できる研究について、合計31の試験研究課題を実施しました。

「環境研究総合推進費」では、個別領域にとどまらない研究開発が一層求められていることを踏まえ、「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を「環境研究総合推進費」と統合し、より優良な提案を募ることを可能とすることにより、これらの研究開発を強化しました。重点施策としては、戦略プロジェクト「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」を開始しました。また、政策ニーズの高い、「湖沼水質形成における沿岸帯の機能とその影響因子の評価」及び「可塑剤・難燃剤の曝露評価手法の開発と小児アレルギー・リスク評価への応用」に関する研究を行いました。

また、地球温暖化の防止に関する研究の中で、各府省が中長期的視点から計画的かつ着実に関係研究機関において実施すべき研究を、「地球環境保全試験研究費」により効果的に進めました。

(4) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁は世界気象機関（WMO）の枠組みで地上及び高層の気象観測を継続的に実施するとともに、全球気象観測システム（GCOS）の地上及び高層の気象観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、温室効果ガスなど大気環境の観測については、独立行政法人国立環境研究所及び気象庁が、それぞれ沖縄県波照間島や東京都南鳥島等で温室効果ガスの測定を行っています。この他、独立行政法人国立環境研究所では、航空機・船舶を利用した大気中および海洋表層における温室効果ガスの測定や陸域生態系における二酸化炭素収支の測定を行っています。気象庁では



WMOにおける**全球大気監視（GAW）計画**の一環として、**温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線等の定常観測**、日本周辺海域及び北西太平洋海域における**洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測**、**エアロゾルライダーを用いたエアロゾルの高度分布の測定**を引き続き実施するとともに、北西太平洋上空の温室効果ガスの航空機による定期観測を開始しました。また、**黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表**しています。

海洋における観測については、**海洋地球研究船「みらい」**等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を推進しました。第53次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。また、北極海域における大気・海洋観測の強化や環境予測システムの構築等を図る北極気候変動プロジェクトを推進しました。地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロート約3千個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度海洋監視システムを構築する「**Argo計画**」を推進しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「**地球温暖化予測情報**」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動をさらに精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、陸域観測技術衛星「**だいち**」(ALOS)による観測を継続し、関係機関と連携して植生把握などに関する利用実証実験を行いました。また、熱帯降雨観測衛星(TRMM)搭載のわが国の降雨レーダ(PR)や米国地球観測衛星(Aqua)搭載のわが国の改良型高性能マイクロ波放射計(AMSR-E)から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。さらに、環境省、独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星「**いぶき**」(GOSAT)の観測データの検証、解析を進め、全球の温室効果ガス濃度分布に関する処理データの一般提供を行いました。そのほかにも、気候変動予測精度の向上等へのさらなる貢献のため、降水、雲・エアロゾル、植生等の地球環境に関する全球の多様なデータの収集及び提供を目指し、地球観測衛星の研究開発を行いました。

わが国における地球温暖化に係る観測を、統合的・効率的に実施するため、環境省と気象庁は共同で地球観測連携拠点(温暖化分野)の活動を推進しました。

地球環境変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「**地球シミュレー**

タ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進するとともに、全球予測結果の高精細化や不確実性の低減等のための研究開発を推進しました。

さらに、観測・予測データの収集からそれらのデータの解析処理を行うための共通プラットフォームの整備・運用を実施するとともに、具体的な適応策の提示までを統一的・一体的に推進することにより、温暖化に伴う環境変化への適応策案に貢献する研究開発を推進しました。

また、「**地球観測の推進戦略**」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「**地球環境保全試験研究費**」において「**地球観測モニタリング支援型**」を平成18年度より創設し、平成22年度は、日本における森林土壌有機炭素放出に及ぼす温暖化影響のポテンシャル評価に関する研究課題を開始しました。

(5) 循環型社会形成推進科学研究の推進

「**循環型社会形成推進科学研究費補助金**」は平成23年度から「**環境研究総合推進費**」と統合し、競争的研究資金を活用して、平成23年度は104件の研究事業及び9件の技術開発事業を実施しました。

(6) 環境保全に関するその他の試験研究

警察庁では、よりきめ細かな信号制御を行い交通の円滑化を図るため、**ムーブメント信号制御方式**による信号制御高度化モデル事業を実施しました。

総務省では、独立行政法人情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載二周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる温室効果ガスの高精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のために必要な次世代ドップラーレーダー技術、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市規模で詳細に計測するセンシングネットワーク技術、天候等に左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発を実施しています。

農林水産省では、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法の開発、国産バイオ燃料の利用促進を図るため、**バイオエタノール**の生産コストを大幅に削減する技術開発、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術の開発及び影響評価に基づく地球温暖化の進行に適応した生産安定技術の開

発、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価法の開発を引き続き推進しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた被災地における営農の早期再開のため、関係府省が連携して、農地土壌の放射性物質除去技術や、農作物への放射性物質吸収抑制技術の開発を実施しました。放射性物質除去技術については、福島県の現地ほ場等で①物理的手法、②化学的手法、③生物学的手法を適用して効果の検証を行い、その結果について一定のとりまとめをして、平成23年9月に公表しました。また、開発された農地除染技術を様々な現地条件において工事実施レベルで実証するための取組を推進しました。さらに、東日本大震災により被災した木材加工流通施設等の復旧、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析や効率的な放射性物質の除去・低減のための技術の検証・開発等を推進しました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発や微生物群の制御等による産業廃水等の高効率バイオ処理技術の高度化を実施しました。また、バイオテクノロジーの適切な産

業利用のための遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を実施しました。

循環型社会の構築に向け、「下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project)」等において開発された、下水汚泥の有効利用に係る技術の普及を推進しました。国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、さまざまな対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の実用化や、地球温暖化対策に資するCO₂の吸収量算定手法の開発等を実施しました。また、海運からのCO₂の排出削減に向け、船舶の計画・建造段階で実運航時のエネルギー効率を示す評価指標(実燃費指標)の開発を行いました。また、船舶からの大気汚染防止に関する国際規制強化の動向に対応するため、排出ガスに含まれるNO_x等を大幅削減する環境にやさしい船用エンジンの実用化に向けて、排出ガス後処理装置(SCR触媒)の実船試験の準備及び燃料噴射系の実証試験を行いました。

2 技術の振興

(1) 環境技術の開発支援

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、「地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)」において、乾式メタン発酵法活用による都市型バイオマスエネルギーシステムの実用化に関する研究開発や、温泉発電システムの開発と実証など、全体で57件の技術開発・実証研究事業を実施しました。

先端的低炭素化技術開発事業では、抜本的な温室効果ガスの削減を実践するため、従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究開発を、引き続き幅広く公募によりシーズを発掘し、競争的環境下で推進しました。

省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、クリーンコールテクノロジーの開発を実施するとともに、分離回収したCO₂を地中(地下1,000m程度)へ貯留する二酸化炭素回収・貯留(CCS)に係わる技術開発を実施しました。

データセンタにおける消費電力の多くを占める空調システムの省エネルギー対策のための実証実験を実施し、その成果をITU(国際電気通信連合)に提案しました。提案した内容が盛り込まれた「グリーンデータセンターのベストプラクティス(L.1300)」が平成23年11月にITU-T勧告として採用されました。

先進的な環境技術の普及を図る「環境技術実証事業」では、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)など8分野で対象技術の環境保全効果などを実証しました。また、これまでに実証した技術について、成果を発表し、技術の普及を図るため、ホームページや学会での紹介を行いました。

地方公共団体及び民間の環境測定分析機関における環境測定分析の精度の向上及び信頼性を確保するため、模擬排水試料(COD、BOD、ふっ素及びTOC)、模擬水質試料(農薬及びその他の物質)及び土壌試料(ダイオキシン類)を調査試料として、環境測定分析統一精度管理調査を実施しました。

(2) 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

バイオレメディエーション事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、制度の適切な運用を行うとともに、同指針に基づき事業者から提出された2件の浄化事業計画につき、同指針に適合していることの確認を行いました。また、同指針に基づく確認手続において必要な指標や、基準を明確にするための調査を行いました。



3 国における基盤整備等

先進環境材料分野、植物科学分野、環境情報分野、北極気候変動分野において大学等のネットワークを構築し、組織横断的な教育・研究活動や施設・設備の共同利用、産学連携プラットフォームの構築等を推進しました。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学ま

での幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトの推進や科学研究費補助金による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

4 地方公共団体、民間団体等における取組の促進

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、

地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。

5 成果の普及等

地球環境保全等試験研究費、**環境研究総合推進費**に係る研究成果については、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ホームページにおいて、研究成果

及びその評価結果等を公開しています。

地球温暖化対策技術開発等事業についても、ホームページにおいて成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化対策技術開発成果発表会」を開催し、一般向けに広く情報提供を行いました。

第4節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 環境情報の体系的な整備と提供

(1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ホームページをはじめとする情報提供サイトにおいて、提供情報の分かりやすさと利便性の向上のためのデザイン統一化、ウェブコンテンツJISへの対応、外国語による提供等を行いました。

「環境・循環型社会・生物多様性白書(以下、「白書」という。)」を一般向けに要約した「図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」、小中学生向けの概要版「こども環境白書」を作成、発行するとともに、全国8か所での「白書を読む会」を開催し、白書の内容を広く普及することに努めました。また、海外への情報発信の一環として、英語版の白書を、各国の駐日大使館に配布しました。そのほか、白書の表紙絵を描くことを通じて環境問題への関心を喚起するため、「環境白書表紙絵コンクール」を開催しました。さらに、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを

収集整理した「環境統計集」を作成しました。

平成21年3月に策定した環境情報戦略については、中央環境審議会総合政策部会に設置された環境情報専門委員会における議論を踏まえつつ、国の環境政策に係る情報ポータルサイトの作成及び海外に対する日本の公害経験等に関する情報発信の強化等を行いました。

環境の状況等について、地理情報システム(GIS)を用いた「**環境GIS**」の整備・運用を図るとともに、環境研究・環境技術など環境に関する情報を統合的に提供しました。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの運用を行いました。

生物多様性については、**自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000**等の成果に係る情報の整備と提供を図りました。「**インターネット自然研究所**」において、国立公園のライブ映像をはじめとして、自然環境保全に関する各種情報の提供を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

(2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報を「地球環境パートナーシッププラザ」を拠点としてホームページ(<http://www.geoc.jp/>)やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域のパートナーシップ促進のための情報を収集、提供しました。団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」(<http://plaza.geic.or.jp/>)により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

さらに、環境政策の立案や実施にあたって、市民、NGO/NPO、企業、行政との協働による課題解決を図っていくことを目指して広く提言を募集し、応募のあった提言、提言の施策への反映状況について政策提言ホームページ(<http://www.seisaku-teigen.com/>)により発信しました。

2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各种媒体を通じての広報活動や、環境省ホームページによる情報提供、広報誌「エコジン」電子書籍版の発行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」

をはじめとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛け、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し特に顕著な功績のあった人・団体に対し、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

環境省ホームページにおいて、環境行政に関する意見・要望を広く受け付けました。

第5節 地域における環境保全の推進

1 地域における環境保全の現状

(1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化防止等の環境対策、国立公園保護管理等の自然環境の保全整備、希少種保護や外来種防除等の野生動物の保護管理について、地域の実情に応じた環境施策を展開しました。

(2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、ビデオ、学校教育用副読本等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保

全実践活動への支援等が行われました。

(3) 地方公共団体の環境保全施策

平成22年度において、地方公共団体が支出した公害対策経費(地方公営企業に係るものを含む)は、2兆3,180億円(都道府県6,064億円、市町村1兆7,116億円)となっています。これを前年度と比べると、2,670億円(10.3%)の減となっています(表6-5-1)。

公害対策経費の内訳を見ると、公害防止事業費が1兆9,409億円(構成比83.7%)、次いで一般経費(人件費等)が1,848億円(同8.0%)等となっています。さらに、公害防止事業費の内訳を見ると、下水道整備事業費が1兆5,563億円で公害対策経費の67.1%と最も高い比率を占めており、次いで廃棄物処理施設整備事業費が2,784億円(構成比12.0%)となっています。



表6-5-1 地方公共団体公害対策決算状況（平成22年度）

(単位：億円、%)

区 分	平成22年度決算額						平成21年度決算額						増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B) /(B)
	都道府県		市町村		計(A)		都道府県		市町村		計(B)			
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比			
1 一般経費	930	15.3	918	5.4	1,848	8.0	932	15.4	913	5.3	1,845	8.0	3	0.2
2 公害規制及び調査研究費	195	3.2	158	0.9	354	1.5	228	3.8	178	1.0	406	1.8	▲52	▲12.8
3 公害防止事業費	4,074	67.2	15,335	89.6	19,409	83.7	4,771	78.7	17,727	103.6	22,499	97.1	▲3,090	▲13.7
(主な内訳) 下水道整備	3,194	52.7	12,369	72.3	15,563	67.1	3,757	62.0	14,351	83.8	18,109	78.1	▲2,546	▲14.1
廃棄物処理施設整備	248	4.1	2,535	14.8	2,784	12.0	291	4.8	2,827	16.5	3,118	13.5	▲334	▲10.7
4 公害健康被害補償経費	117	1.9	510	3.0	628	2.7	98	1.6	524	3.1	622	2.7	6	1.0
5 その他	747	12.3	194	1.1	941	4.1	301	5.0	177	1.0	478	2.1	463	96.9
合 計	6,064	100.0	17,116	100.0	23,180	100.0	6,330	100.0	19,520	100.0	25,850	100.0	▲2,670	▲10.3

注1：都道府県と市町村間における補助金、負担金等の重複は控除している。
注2：端数処理の関係で合計数値が合わないことがある。

2 持続可能な地域づくりに関する取組

平成23年度には、集約型・低炭素型の都市の構築など、環境負荷の小さいまちづくりの実現に向け、公共交通の利用促進や風の通り道等の自然資本の活用など、面的な対策を推進するために10地域におけるシミュレーション及び計画策定の支援を低炭素地域づくり面的対策推進事業において行いました。

また、都市再開発において、対策効果の評価などを通じて先進的な取組を推進するためのサステナブル

都市再開発促進モデル事業を平成23年度に11地域（平成21・22年度には7地域）で実施するとともに、都市再開発における環境配慮の取組を推進するためのガイドラインを作成しました。

特別な助成を行う防災・省エネまちづくり緊急促進事業を創設し、省エネルギー性能の向上に資する質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。

3 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講ずる必要がある地域について都道府県知事が作成する地域計画です。

公害防止計画制度は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により改正され、公害防止計画の作成が都道府県知事の自主判断になるとともに、公害の防止に関する事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づく国の財政上の特別措置を受けようとする場合には、公害防止計画のうち公害防止対策事業等に係る部分（公害防止対策事業計画）について環境大臣の同意を求めることができるという制度となりました。

また、旧制度に基づく公害防止計画は全て平成22年度末に終了し、新制度に基づく21地域の公害防止計画について、その一部を構成する公害防止対策事業計画に係る環境大臣の同意を行いました。

第6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 健康被害の救済及び予防

(1) 公害健康被害の補償・予防等

ア 大気汚染系疾病

(ア)既被認定者に対する補償給付等

わが国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、

四日市ぜん息を始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年（昭和48年）、「公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）」に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

平成23年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、

①認定の更新、②補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、③公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業）等を実施しました。平成23年12月末現在の被認定者数は40,421人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、新たな患者の認定は行われていません(表6-6-1)。

(イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

① 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施、及びぜん息の専門医による電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。

② 地方公共団体等に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、乳幼児を対象とする健康診査、ぜん息キャンプ、水泳教室等の機能訓練等を推進しました。

イ 水俣病

(ア) 水俣病被害の救済

a 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、新潟県阿賀野川流域において40年5月に公式に確認されたものであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系疾患です。それぞれチッソ(株)、昭和電工(株)の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公健法に基づき行われており、平成24年3月末までの被認定者数は、2,973人(熊本県1,782人、鹿児島県491人、新潟県700人)で、このうち生存者は、694人(熊本県357人、鹿児島県144人、新潟県193人)となっています。

b 平成7年の政治解決

公健法及び平成4年から開始した水俣病総合対策医療事業(水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する事業)による対応が行われる一方で、公健法の認定申請を棄却された者による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、平成7年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめ

られました。

これを踏まえ、国及び関係県は、医療事業の申請受付の再開(受付期間 平成8年1月～同年7月)等の施策を実施しました。原因企業から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳(療養手帳を名称変更)の交付の対象となった者11,152人、医療手帳の対象とならない者であって、一定の神経症状を有する者1,222人に対して、保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給することになりました。

国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、平成8年2月及び5月に原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、16年10月に、最高裁判決が出され、国及び熊本県には、昭和35年1月以降、水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高裁判決が是認されました(表6-6-2)。

c 最高裁判決等を受けた各施策の推進

そのため政府は、平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決も踏まえ、平成17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行うこととしました(図6-6-1)。

① 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を平成17年10月に再開(受付期間～平成22年7月)しました。

② 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者をはじめとする水俣病患者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策に取り組んでいます。

(イ) 水俣病対策をめぐる現状

平成16年の関西訴訟最高裁判決後、最大で8,282人(保健手帳の交付による取り下げ等を除く。)の公健法の認定申請が行われ、また、28,364人に新たに保健手帳(平成22年7月申請受付終了)が交付されています。さらに、新たに国賠訴訟が6件提起されました。

このような新たな救済を求める者の増加を受け、水俣病患者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、民主党、自民党、公明党の三党の合意により、平成21年7月に「水俣病患者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号。以下「水俣病患者救済特措法」という。)」が成立し、公布・施行されました。その後、平成22年4月に水俣病患者救済特措法の救済措置の方針(以下「救済措置の方針」という。)を閣議決定しました。この「救済措置の方針」に基づき、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性の感覚障害を有すると認められる方に対して、関係事業者から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病患者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。ま



た、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対しても、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

同年5月1日には、水俣病犠牲者慰霊式に鳩山総理大臣(当時)が歴代総理大臣として初めて出席し、祈りの言葉を捧げました。さらに同日、救済措置の方針に基づく給付申請の受付を開始し、平成22年10月には水俣

表6-6-1 公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数等

(平成23年12月末現在)

区分	地域		実施主体	指定年月日	現存被認定者数	
旧第一種地域 慢性気管支炎 気管支ぜん息 ぜん息性気管支炎 及び 肺気しゅ並びにこれらの続発症	千葉県	南部臨海地域	千葉市	49.11.30	294	
	東京都	千代田区 全域	千代田区	49.11.30	135	
	//	中央区 //	中央区	50.12.19	221	
	//	港区 //	港区	49.11.30	367	
	//	新宿区 //	新宿区	//	1,031	
	//	文京区 //	文京区	//	430	
	//	台東区 //	台東区	50.12.19	424	
	//	品川区 //	品川区	49.11.30	810	
	//	大田区 //	大田区	//	1,735	
	//	目黒区 //	目黒区	50.12.19	501	
	//	渋谷区 //	渋谷区	49.11.30	491	
	//	豊島区 //	豊島区	50.12.19	641	
	//	北区 //	北区	//	1,034	
	//	板橋区 //	板橋区	//	1,565	
	//	墨田区 //	墨田区	//	587	
	//	江東区 //	江東区	49.11.30	1,346	
	//	荒川区 //	荒川区	50.12.19	683	
	//	足立区 //	足立区	//	1,614	
	//	葛飾区 //	葛飾区	//	1,043	
	//	江戸川区 //	江戸川区	//	1,526	
		東京都計				16,184
		横浜市	鶴見臨海地域	横浜市	47. 2. 1	447
		川崎市	川崎市・幸区	川崎市	44.12.27	1,570
					47. 2. 1	
		富士市	中部地域	富士市	49.11.30	
					47. 2. 1	428
					52. 1.13	
		名古屋市	中南部地域	名古屋市	48. 2. 1	2,174
					50.12.19	
					53. 6. 2	
		東海市	北部・中部地域	愛知県	48. 2. 1	375
		四日市市	臨海地域・楠町全域	四日市市	44.12.27	438
					49.11.30	
	大阪市	全 域	大阪市	44.12.27	6,971	
				49.11.30		
				50.12.19		
	豊中市	南部地域	豊中市	48. 2. 1	198	
	吹田市	南部地域	吹田市	49.11.30	211	
	守口市	全 域	守口市	52. 1.13	1,210	
	東大阪市	中西部地域	東大阪市	53. 6. 2	1,323	
	八尾市	中西部地域	八尾市	//	764	
	堺市	西部地域	堺市	48. 8. 1	1,724	
				52. 1.13		
	神戸市	臨海地域	神戸市	//	802	
	尼崎市	東部・南部地域	尼崎市	45.12. 1	2,119	
				49.11.30		
	倉敷市	水島地域	倉敷市	50.12.19	1,306	
	玉野市	南部臨海地域	岡山県	//	33	
	備前市	片上湾周辺地域		//	49	
	北九州市	洞海湾沿岸地域	北九州市	48. 2. 1	917	
	大牟田市	中部地域	大牟田市	48. 8. 1	884	
	計				40,421	
第一種地域 特異的疾患	水俣病	阿賀野川 下流地域	新潟県	44.12.27	79	
	//	//	新潟市	//	119	
	//	水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	//	145	
	//	//	熊本県	//	367	
	イタイイタイ病	神通川 下流地域	富山県	//	4	
	慢性砒素中毒症	島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49. 7. 4	3	
	//	宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48. 2. 1	49	
	計				766	
合 計					41,187	

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

表6-6-2 水俣病関連年表

昭和31年 5月	水俣病公式確認
昭和34年 3月	水質二法施行
昭和40年 5月	新潟水俣病公式確認
昭和42年 6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））
昭和43年 9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表
昭和44年 6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴（48年3月原告勝訴判決（確定））
昭和44年 12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（救済法）」施行
昭和48年 7月	チッソと患者団体との間で補償協定締結（昭和電工と患者団体の間は同年6月）
昭和49年 9月	「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」施行
平成3年 11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
平成7年 9月	与党三党 「水俣病問題の解決について」（最終解決策）決定
12月	「水俣病対策について」閣議了解
平成8年 5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）
平成16年10月	水俣病関西訴訟最高裁判決（国・熊本県の敗訴が確定）
平成17年 4月	環境省 「今後の水俣病対策について」発表
平成18年 5月	水俣病公式確認50年
平成21年 7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布
平成22年 4月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定
平成23年 3月	大阪、新潟、熊本、東京の各地方裁判所で和解が成立
平成24年 2月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付の時期を7月末と決定

資料：環境省

病被害者救済特措法に基づく一時金の支給が開始されています。

平成24年3月末までの救済措置申請者数は53,062人（熊本県35,259人、鹿児島県16,477人、新潟県1,326人）となっています。

また、申請受付の時期については、平成24年2月3日の環境大臣の決定により、同年7月31日までと定められました。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、同法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、同法に基づき、チッソ（株）を平成22年7月に特定事業者者に指定し、同年12月にはチッソ（株）の事業再編計画を認可しました。

また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、平成22年3月には熊本地方裁判所から提示された所見を、原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続きが進められ、平成23年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

さらに、水俣市主催の「みなまた環境まちづくり研究会」に参加、支援するなど、救済措置の方針に基づき、水俣病発生地域の医療・福祉の充実や地域の再生・振興等を推進しています。

（ウ）普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中

図6-6-1 水俣病被害対策の概要

救済措置の方針について（平成22年4月16日閣議決定）
 <概要>

1. 救済措置の方針

- (1) 救済措置の方針の対象となる方
 - ① 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方であって、
 - ② 四肢末梢優位の感覚障害（手足の先の方の感覚が鈍いこと）及びこれに準ずる症状がある方 等

(2) 支給内容

- ① (個人) 一時金 210万円
- ② 療養費 医療費の自己負担分
- ③ 療養手当 一月あたり 平均約1.5万円
- ④ 離島加算 (注) 一月あたり1,000円
(注：離島から通院する方が対象。下記の水俣病患者者手帳を交付された方も対象)

(3) 申請の受付期間

救済措置の開始に当たってはあらかじめ申請の受付の時期（終期）を定めることはしない。極力、平成22年度中に判定を進めるが、新たに救済を求める方については、平成23年末までの申請の状況を、被害者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極める。

※上記を踏まえ、平成24年2月3日に環境大臣が7月末までと決定

2. 水俣病被害者手帳

一時金等の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られるしびれやふるえなどの症状のいずれかを有する方にも水俣病被害者手帳を交付し、療養費を支給。

3. その他

関係事業者、国及び熊本県は、直近の適切な機会において、水俣湾の周辺地域及び阿賀野川流域における、すべての水俣病被害者の方々に対し、おわびの意を表する。
 また、地域の振興、水俣病に関する調査研究、国際協力などを進める。

心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。



コラム

水俣病特措法に基づく救済措置

環境省では、公式確認から50年以上経た水俣病問題を解決するために、平成21年に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号)」に基づき、救済を必要とする方々に対する救済措置を実施しています。

この救済措置は、早期にあたう限りの救済を果たすという見地から、平成22年5月1日からその申請受付が開始され、**平成24年7月31日まで**申請を受け付けることとなっています。

平成24年3月までに、申請件数は5万件を超え、多くの方から申請を頂いているところです。あたう限りの救済を果たすためには、今回の救済措置について、「知らなかった」「手を挙げられなかった」という方がいないように、申請期限までに、国、関係自治体、関係事業者が協力して、さらに徹底した周知広報を行うこととしています。心当たりのある方は、是非とも手を挙げていただくようお願いします。

今回の救済措置の対象となる方は、昭和30年代から40年代前半に、水俣湾もしくはその周辺水域、または阿賀野川の周辺にお住まいだった方のうち、当時、その地域でメチル水銀を含んだ魚などをたくさん食べた方で、一定の症状(例えば、手足の先の方の感覚が鈍いなど)をお持ちの方となります。

申請先は、当時お住まいだった熊本県、鹿児島県、新潟県のいずれかになります。(現在これらの県にお住まいでない方も、当時お住まいだった県に申請できます。)

申請書類は、環境省の専用ホームページから入手できるほか、各県の窓口にも請求していただけます。

環境省 水俣病申請

検索

救済措置のチラシ

なお、水俣病問題を解決するためには、**公健法**の認定患者の補償に万全を期し、高齢化が進む胎児性患者とその御家族の方など、みなさんが安心して住み慣れた地域で暮らしていただけるよう、医療・福祉施策を進めるとともに、地域の絆の修復、地域の再生・融和(もやい直し)によって、地域の活性化を図ることが必要です。

コラム

水俣のいま

水俣市は、水俣病という世界でも類例のない悲惨な公害を二度と繰り返さないために、その経験と教訓を活かし、未曾有の公害という負の遺産をプラスの資産に価値転換すべく、平成4年に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、環境に関するさまざまな取

組を行ってきました。その結果、日本でもトップクラスの家庭ごみ分別(現在24種類)によるリデュース・リユース・リサイクルが進み、エコタウンへのリサイクル産業の集積にもつながっています。また、水俣病の経験と教訓を、国内のみならず国外にも積

極的に発信するなどして、地域内外の環境人材育成を図るための拠点となっています。このようなさまざまな取組の積み重ねが評価され、NGOなどによる「環境首都コンテスト」において、水俣市は全国総合第1位を過去4回獲得し、平成23年3月に全国で唯一の「日本の環境首都」の称号を獲得しました。

水俣市は、平成22年度から環境を原動力とした地域の振興を更に進めています。環境省としても、平成24年度から開始される「環境首都水俣創造事業」等を通じて、全力で支援していくこととしています。

さらに、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約の制定に向けた国際交渉に積極的に貢献し、平成25年後半にわが

国で開催予定の外交会議にて「水俣条約」としての採択を目指すこととしています。

水俣のいま



写真提供：水俣市

ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域における**イタイイタイ病**は、昭和30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。44年12月、神通川流域が救済法の施行とともに指定地域として指定され、49年9月には、救済法を引き継いだ**公健法**により第二種地域に指定されました。平成23年12月末現在の公健法の被認定者数は4人（認定された者の総数196人）です。また、富山県は将来イタイイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしています。平成23年12月末現在、要観察者は0人となっています。

エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における**慢性砒素中毒症**については、平成23年12月末現在の公健法の被認定者数は、土呂久地区で49人（認定された者の総数186人）、笹ヶ谷地区で3人（認定された者の総数21人）となっています。

(2) アスベスト（石綿）健康被害の救済

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、①ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、②予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、③現在

発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非は無いにもかかわらず、何の補償も受けられないままにお亡くなりになる方がいることなどの特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）が平成18年3月に施行されました。

その後、医療費等の支給対象期間の拡大や特別遺族弔慰金等の請求期限の延長等を定めた改正石綿救済法が平成20年12月1日より施行されました。

また、平成21年10月26日、環境大臣は中央環境審議会に対し、①「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」及び②「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」を諮問しました。平成22年5月6日に中央環境審議会の答申を受け、①については「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が石綿救済法の指定疾病として追加され、平成22年7月1日より施行されました。

②については平成23年6月20日に環境大臣に対し中央環境審議会からの答申があり、「現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面現行の基本的には考え方を維持していくこととするほかない」とされました。

なお、平成23年8月30日に議員立法による改正石綿救済法が施行され、特別遺族弔慰金等の請求期限が10年延長されました。

救済給付に係る申請等については、23年度末時点で11,002件を受け付け、うち7,510件が認定、1,678件が不認定、1,814件が取り下げや審議中とされています。



(3) 環境保健に関する調査研究

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため引き続き、全国38地域で3歳児、全国39地域で6歳児を対象とした環境保健サーベイランス調査を実施しました。

幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関連を調べるため、「局地的大気汚染と健康影響に関する大規模な疫学調査『そら(SORA)プロジェクト』」として、平成21年度までに学童コホート調査、幼児症例対象調査及び成人を対象とした疫学調査を実施し、平成22年度においては、調査で得られたデータの集計・解析を実施し、平成23年5月に調査結果を公表しました。

その他、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

(イ) 新たな環境要因による健康影響に関する調査研究

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。環境省では、スギ・ヒノキの花粉総飛散量、飛散開始時期及び終息時期等の予測を実施しました。さらに、「花粉観測システム(愛称:はなこさん)」では、全国的に設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境省ホームページ上でリアルタイムで公開しています(<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/index.html>)。

2 公害紛争処理等

(1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件(水俣病やイタイタイ病のような事件)や広域処理事件(航空機騒音や新幹線騒音)などについて、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

黄砂の健康影響については、引き続き情報収集に努めるとともに、疫学調査を実施し、健康影響の評価・検討を行いました。また、高温熱環境等の健康影響に関しては「熱中症環境保健マニュアル」及び「紫外線環境保健マニュアル」等を用いて普及啓発に努めました。

イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀の毒性メカニズム、低濃度メチル水銀へのばく露による健康影響等、いまだ十分に解明されていない課題に対応するため、基礎的研究及び応用的研究の推進、情報収集・整理等により、水俣病やメチル水銀に関する最新の知見の収集に努めました。

イタイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査などを実施し、その究明に努めました。

ウ 石綿による健康被害に関する調査

石綿を取り扱っていた事業場周辺においては一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があるため、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域等、兵庫県尼崎市、奈良県、北九州市門司区及び佐賀県鳥栖市の7地域において、健康リスク調査として、住民を対象とした問診、胸部エックス線及びCT検査を実施し、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行いました。また、石綿救済法に基づく被認定者に関する医学的所見やばく露状況の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成23年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は27件で、これらに前年から繰り越された36件を加えた計63件(調停事件4件、責任裁定事件33件、原因裁定事件26件)が23年中に係属しました。その内訳は、表6-6-3のとおりです。このうち23年中に終結した事件は23件で、残り40件が24年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「仙台市における土壤汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件」があります。

この事件は、仙台市(申請人)が、石油会社(被申請人)を相手方として、申請人が所有する土地における土壤汚染及び地下水汚染について、その汚染が被申請人が所有する隣接地の汚染の影響を受けたものであること、及びその汚染と当該隣接地において被申請人が行った



表6-6-3 平成22年中に公害等調整委員会に係属した事件

	事 件 名	件数
調停事件	1 成田国際空港航空機騒音調停申請事件	1
	2 長崎県佐々町における道路工事による土壌汚染被害等調停申請事件	1
	3 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	1
	4 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	1
責任裁定事件	1 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	2
	2 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1
	3 深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1
	4 播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	1
	5 東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	6 入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	1
	7 渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	8 熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	9 神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	1
	10 福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	2
	11 宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	1
	12 宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	13 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	1
	14 葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	1
	15 中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	16 小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	1
	17 松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	1
	18 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	1
	19 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	20 芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	1
	21 吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	1
	22 羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	1
	23 伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件	1
	24 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件	1
	25 港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	1
	26 八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	1
	27 名古屋市中区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	28 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	1
	29 栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	1
	30 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	31 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
原因裁定事件	1 筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	2 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	1
	3 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	4 静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2
	5 熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	2
	6 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	7 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	1
	8 島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	1
	9 文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	1
	10 葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1
	11 川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	1
	12 多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	1
	13 鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1
	14 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	15 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	1
	16 中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件	1
	17 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	18 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	19 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	1
	20 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	1
	21 富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	22 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	1
	23 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	1
	24 沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	1

事業活動等との因果関係の有無についての判断を求めたものです。

公害等調整委員会は、1回の現地期日を含む8回の審問期日を開催するとともに、土壌汚染と地下水汚染に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件申請を認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成23年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は35件で、これに前年から繰り越された35件を加えた計70件（調停事件69件、義務履行勧告申出事件1件）が23年中に係属しました。このうち23年中に終結した事件は33件で、残り37件が24年に繰り越されました。

ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村や弁護士会、法テラスと情報・意見交換を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換・連絡協議に努めました。

(2) 公害苦情の処理状況

ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況につ

いて報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

イ 公害苦情の受付状況

平成22年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は80,095件で、前年度に比べ1,537件減少しました（対前年度比1.9%減）。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は54,845件で、前年度に比べ1,820件減少しました（対前年度比3.2%減）。

一方、廃棄物投棄など典型7公害以外の苦情件数は25,250件で、前年度に比べて283件増加しました（対前年度比1.1%増）。種類別に見ると、廃棄物投棄が12,306件（典型7公害以外の苦情件数の48.7%）で、前年度に比べて156件減少（対前年度比1.3%減）、その他（日照不足、通風妨害、夜間照明など）が12,944件で、前年度に比べて439件増加しました（対前年度比3.5%増）。

ウ 公害苦情の処理状況

平成22年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、35,376件（70.9%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導などを行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。

6-6-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が52.4%（22年中は52.0%）、また、産業廃棄物事犯が18.2%（22年中は19.0%）を占めています。

3 環境犯罪対策

(1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に**産業廃棄物**の不法投棄事犯等を重点対象として、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進しました。平成23年中に検挙した環境犯罪の検挙事件数は6,503事件（22年中は7,179事件）で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙事件数の推移は、表6-6-4のとおりです。

(2) 廃棄物事犯の取締り

平成23年中に**廃棄物処理法**違反で検挙された5,700事件（22年中は6,183事件）の態様別検挙事件数は、表

表6-6-4 環境犯罪の法令別検挙件数の推移（平成19年～平成23年）

区分	年次				
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	7,076	7,173	7,164	7,179	6,503
廃棄物処理法	6,107	6,124	6,128	6,183	5,700
水質汚濁防止法	10	5	11	5	1
その他 ^(注1)	959	1,044	1,025	991	802

注1：その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。
資料：警察庁

(3) 水質汚濁事犯の取締り

平成23年中の水質汚濁防止法違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件数は1事件(22年中は5事件)でした。

(4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

平成23年中における罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-6-6のとおりです。受理人員は、廃棄物処理法違反の11,777人が最も多く、全体の約86.5%を占め、次いで、**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反**(713人)となっています。処理人員は、起訴が4,821人、不起訴が3,740人となり、起訴率は約56.3%となっています。起訴人員

のうち公判請求は327人、略式請求命令は4,494人となっています。最近5年間に検察庁で取り扱った環境関係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表6-6-7のとおりです。23年中の通常受理人員は8,862人で、前年より656人減少しています。

表6-6-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙件数(平成23年)

(単位: 事件)

区分	態様	不法投棄	委託違反 (注1)	無許可処分 (注2)	その他	計
総数		2,989	23	23	2,665	5,700
産業廃棄物		270	22	6	740	1,038
一般廃棄物		2,719	1	17	1,925	4,662

注1: 委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。
注2: 廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。
資料: 警察庁

表6-6-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員(平成22年)

罪名	受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	11,777	4,358	3,010	7,368	59.1
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	704	248	234	482	51.5
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	713	101	310	411	24.6
動物の愛護及び管理に関する法律	77	13	53	66	19.7
軽犯罪法(1条14号, 27号)	32	4	25	29	13.8
水質汚濁防止法	42	9	13	22	40.9
その他	268	88	95	183	48.1
合計	13,613	4,821	3,740	8,561	56.3

注: 起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員)×100による。
資料: 法務省

表6-6-7 環境関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

年次	通常受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	合計	
平成19年	9,660 (100)	6,158	3,109	9,267	66.5
平成20年	9,739 (101)	5,994	3,494	9,488	63.2
平成21年	9,688 (100)	5,598	3,719	9,317	60.1
平成22年	9,518 (99)	5,305	3,903	9,208	57.6
平成23年	8,862 (92)	4,821	3,740	8,561	56.3

注1: () 内は、平成19年を100とした指数である。
注2: 起訴率は、(起訴人員/起訴人員+不起訴人員)×100による。
資料: 法務省

第7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進

1 環境教育・環境学習の推進

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)及び同法に基づく基本方針に基づき、人材認定等事業の登録を行い、登録した事業についてインターネットによる情報提供を行うとともに「21世紀環境教育プラン~いつでも

(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)環境教育AAAプラン~」として、関係府省が連携して、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供することが重要であり、表6-7-1をはじめとした環境教育・環境学習に関する各



表6-7-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
人材の育成	水俣病経験の普及啓発セミナー	環境省	「水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会第2回会合」の会場において、会議参加者を対象とする水俣病経験の普及啓発セミナーを実施。
	アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業	環境省	平成19年度に策定した「アジア環境人材育成ビジョン」に基づき、アジアの環境人材を育成するため、産官学民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」等と連携しつつ、大学で活用できる教育プログラムの開発及びアジア環境大学院ネットワーク(ProSPER.NEet)の構築の取組を行った。
情報提供	こども環境白書	環境省	環境保全に関する意識の啓発を図るため、環境白書の小中学生向け簡易版を作成し、環境教育教材として主に教育委員会を通じて参考配布するとともに、インターネットで公開。
	大気環境保全に関する普及啓発事業	環境省	市民参加による酸性雨の簡易測定の普及、「大気汚染防止推進月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、音環境モデル都市事業等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。
	ECO学習ライブラリー	環境省	学校や企業、地域、家庭など、それぞれの場面に応じた環境教育・環境学習のデータベースをインターネットで公開。
場や機会の拡大	青少年体験活動総合プラン	文部科学省	自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年のさまざまな課題に対応した体験活動を推進。
	「五感で学ぼう！」子ども体験プロジェクト	文部科学省 農林水産省 国土交通省	関係省庁と連携し、農山漁村での五感で学ぶ原体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子どもたちの育成を図るとともに、自然と人との共生や生物多様性保全について子ども達をはじめ関係者の理解を深める。
	エコスクールパイロット・モデル事業	文部科学省 経済産業省 農林水産省 環境省	環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の整備普及・啓発を目的として、関係省庁と連携し太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進。(平成23年度：134校認定)
	自然再生事業対象地の環境学習への活用	農林水産省 国土交通省 環境省	自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
	自然大好きクラブ	環境省	さまざまな自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報について、インターネット等を通じて幅広く提供。
	遊々の森	農林水産省	国有林野を学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定・活用を推進。
	ふれあいの森	農林水産省	国有林野を国民による自主的な森林づくり活動の場として利用できる「ふれあいの森」の設定・活用を推進。
	森林・林業体験交流促進対策	農林水産省	国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施。
	木育(もくいく)	農林水産省	市民や児童の木に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動「木育」を推進。
	自然とのふれあいの推進	環境省	「みどりの月間」(4/15~5/14)「自然に親しむ運動」(7/21~8/20)、「全国自然道を歩こう月間」(10月)「平成23年度自然公園ふれあい全国大会」(10月)などを通じて、自然とふれあうさまざまな行事を全国各地で実施。
	地域におけるESD取組強化推進事業	環境省	持続可能な地域づくりに向けたESDのモデル実践の成果を踏まえ、地域に根ざしたESDの取組を全国的に普及させるため、ESDの活動登録制度(+ESDプロジェクト)を開始するとともに、ESD活動の実践者等が互いに学びあい、連携のきっかけを作るための場として「ESD学びあいフォーラム」を開催した。
	21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	環境省	文部科学省、厚生労働省が推進する「放課後子どもプラン」と連携し、放課後に子どもたちが集う教室等に導入可能な環境教育プログラムの作成、モデル授業の実施。
	森林の多様な利用・緑化の推進	農林水産省	子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。
	森林づくり国民運動推進事業	農林水産省	全国植樹祭等の緑化行事の開催、幅広い層による森林づくり活動、企業等に対する森林づくり活動への働きかけ等への支援を実施。
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	文部科学省 国土交通省 環境省	身近に存在する川などの水辺における環境学習・自然体験活動を推進するため、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となった体制の整備を行うとともに、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等を行っている。
	学校エコ改修と環境教育事業	環境省	学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。
	環境カウンセラー登録制度	環境省	環境保全に取り組もうとする市民や事業者等に対して、環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与・助言または指導を行える人材を環境カウンセラーとして登録。

資料：環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、経済産業省

種施策を実施しました。

また、韓国(慶州)において開催した第12回日中韓環境教育シンポジウム及びワークショップにおいては、「環境教育の将来―“実践”に向けて」を全体テーマに意見交換を行いました。

なお、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律は、平成23年6月に改正され、改正法は平成24年10月1日に完全施行されます。



2 環境保全活動の促進

(1) 民間団体等による環境保全活動の促進

ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

事業者や市民が行う環境保全活動に対して助言・指導を行う**環境カウンセラー**を平成23年度までに4,292名登録し、インターネット上で公開しました。また、ECO学習ライブラリー事業について、利用者ニーズに応じて構成を見直し、情報の整理を行いました。また、地域環境保全基金等による地方公共団体の環境保全活動促進施策を支援するため、関連する情報の収集、提供等を行いました。

地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催など民間団体による活動を振興するための事業を行いました。このうち、23年度の助成については、484件の助成要望に対し、179件、総額約5.6億円の助成決定が行われました(表6-7-2)。

さらに、森林ボランティアをはじめとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進しました。

イ 各主体のパートナーシップによる取組の促進

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体

のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学との共同事業により開設している「地球環境パートナーシッププラザ」において、パートナーシップへの理解と認識を深めるためのセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催しました。さらに、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック(7か所)に設置しています。今年度は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)の改正に伴う基本方針の改正にあたり、情報を積極的に公表し、かつ、各主体の意見を求めるため、国内各地域で意見交換会を実施しました。

また、NGO/NPOや企業からのすぐれた政策提言を環境政策に反映することを目的に環境政策提言を募集し、選考を行うとともに、実現可能性のある提案を対象として調査を実施しました。さらに、国際的に環境協力を行っているNGO間の連携を促進し、環境国際協力の強化を目的にNGO連携会合を行いました。

(2) ライフスタイルの変革に向けた取組

レジ袋削減の次の取組として、平成22年度より「マイボトル・マイカップキャンペーン」を新たに展開しています。これは、オフィス・大学・外出先等で自分の水筒、タンブラー、カップなどの飲料容器(マイボトル・マイカップ)を使う取組を促進することで、使い捨ての飲料容器を削減し、ごみ、環境負荷を減らす取組です。本キャンペーンは、インフラ整備と水筒の配布によるモニター調査を通じて、取組の定着の程度と環境負荷削減効果を検証するため、平成23年度は、横浜市内及び京都市内において地方公共団体等と協働で実証事業を行いました。また、新宿区主催で平成23年10月に行われたイベントでブース出展を行い、マイボトル持参者へのお茶の提供やボトルの展示を実施しました。これらの取組や、マイボトルを使える身近な店及びオフィスでの先進的な取組等はウェブサイトを通じて、全国に情報発信を行っています。

表6-7-2 平成23年度の助成要望と採択の状況(実績)

活動区分	助成要望件数(要望総額)	採択件数(助成総額)
イ 国内民間団体の開発途上地域環境保全	67件 (312百万円)	30件 (113百万円)
ロ 海外民間団体の開発途上地域環境保全	8件 (30百万円)	6件 (19百万円)
ハ 国内民間団体の国内環境保全	409件 (1,474百万円)	143件 (429百万円)
合計	484件 (1,816百万円)	179件 (561百万円)

注：助成総額は活動区分ごとに百万円単位で四捨五入しているため、助成総額の合計金額と一致しない。
資料：独立行政法人環境再生保全機構

第6章 各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

3 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

「国連持続可能な開発のための教育の10年」（平成17年～26年）の推進のため、平成18年3月に決定したわが国における実施計画（平成23年6月改訂）に基づき、パンフレット等を通じた普及啓発、地域における取組支援及びその成果の全国への普及を行いました。さらに、国内におけるESD活動や支援事業の情報を発信し、活動の実践者と支援者との連携を促すことを目的に、国内で実践されている様々なESD活動をデータベース化し、ESD活動の「見える化」「つながる化」を図る登録制度（+ESDプロジェクト）の普及拡大を行いました。また、ウェブ上での情報交換のみならず、活動の実践者や支援者等が集い、取組事例や課題等を互いに学びあい、連携のきっかけを作るための場として、「ESD学びあいフォーラム」を全国及び地方ブロックレベル

で開催しました。さらに、東日本大震災で被災した世界有数のESDの地域拠点である仙台周辺地域（RCE仙台広域圏）における今後のESDの取組を支援していくため、RCE仙台広域圏各地の被災後の現状や今後の展望等をヒアリング調査しました。

また、産学官民が連携して環境人材育成を行うことを目的とした「環境人材育成コンソーシアム」や、国連大学が実施している「アジア環境大学院ネットワーク」（ProSPER.Net）との連携により、環境人材の育成を推進しました。

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、国際的な連携を実践する学校）を推進拠点と位置づけ、ESDを推進しました。

4 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象に、行政研修、国際研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成23年度においては、行政研修15コース（16回）、国際研修4コース（4回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む。）、分析研修14コース（18回）及び職員研修7コース（7回）の合計40コース（45回）を実施しました。また、国際環境協力の一環として、JICA集団研修「水環境モニタリング」をはじめ、各種研修員の受入

を行いました。23年度の研修修了者は、1,743名（前年度1,500名。平成23年度は、東日本大震災に伴う節電対策等のため、一部研修コースの中止等を実施。）となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,347名、国際研修が134名、分析研修が262名でした。その他、JICA集団研修「水環境モニタリング」の修了者が9名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が14.2%、地方公共団体が83.1%、特殊法人等が2.7%となっています。

第8節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組

1 経済的措置

ア 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-8-1のとおりでした。

イ 税制上の措置等

平成23年度税制改正において、①環境関連投資促進税制の創設、②排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設、③国立公園特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特例措置の創設、④既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の見直し（※税額控除額の上限定額について見直しの上、

適用期限を2年延長）、⑤低公害車用燃料供給設備に係る特例措置の延長（※対象から充電設備を除外）、⑥日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長等の措置を講じました。

また、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度税制改正では、「地球温暖化対策のための税」が盛り込まれたところですが、国会における審議の結果、この改正事項については見送られることとなりました。この改正事項については、平成24年度税制改正大綱において、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、引き続き実現を図ることとされ、第180回国会において本税を盛り込んだ税制改正法案（租税特別

表6-8-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

小規模企業設備資金制度による融資	「小規模企業者設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対しての、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。
日本政策金融公庫	産業公害防止施設、エコアクション21に係る設備投資等に対する特別貸付。地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通。
独立行政法人中小企業基盤整備機構による融資	騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業等に対する設備資金の融資等。また、相談窓口を設置し、専門員が環境・安全関連の法律等に関する質問や相談に対応。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

措置法等の一部を改正する法律案)が可決・成立、「地球温暖化対策のための税」が導入されることとなりました。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率(289円/t-CO₂)を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けるものです。この特例は、2012年(平成24年)10月1日から施行することとされており、その導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、3年半かけて税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとしています。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとしています。

2 環境配慮型製品の普及等

(1) グリーン購入の推進

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号、以下「グリーン購入法」という。)(図6-8-1)に基づく基本方針に即して、国等の各機関は、平成23年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

また、グリーン購入の取組をさらに促すため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国10か所において開催しました。

グリーン購入の推進のためには、各地域において行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることが重要です。そこで、グリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、

ウ 地方公共団体における環境関連税の導入の動き

地方公共団体において、**環境関連税**の導入の検討が進められています。例えば、**産業廃棄物**の排出量又は処分量を課税標準とする税について、平成23年4月末現在、27の都道府県で条例が制定され施行されました。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

また、森林環境税や森づくり税等名称こそ違え、森林整備等を目的とする税が31県において導入されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

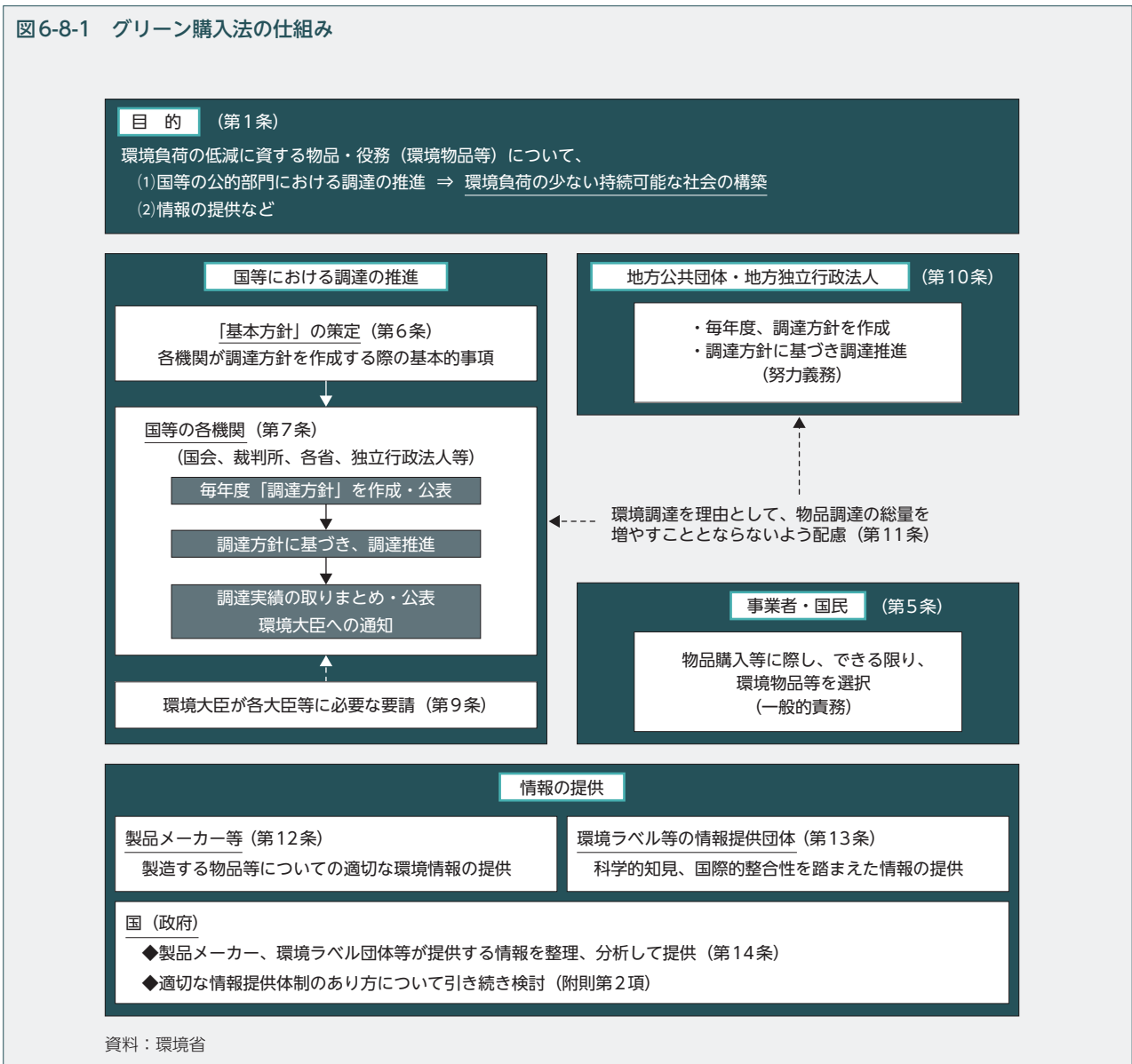
消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを全国3か所で開催しました。また、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体等にも無理なくグリーン購入を始めてもらうために策定した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を活用し、普及・啓発を行っています。

(2) 環境配慮契約(グリーン契約)

平成19年11月に施行された**国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律**(平成19年法律第56号、以下「**環境配慮契約法**」という。)(図6-8-2)に基づき、国の各機関や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体などの公的機関は、価格だけでなく環境負荷をも考慮した「**環境配慮契約**」を推進しています。



図6-8-1 グリーン購入法の仕組み



環境配慮契約法に基づく基本方針（閣議決定）は、平成22年2月に見直されており、現在、電力の供給を受ける契約、自動車の購入等に係る契約、船舶の調達に係る契約、ESCO（省エネルギー改修）事業に係る契約、建築物に関する契約の5分野について、具体的な環境配慮の仕方や手続を定めています。国及び独立行政法人等は、基本方針にしたがって環境配慮契約に取り組む義務があり、機関ごとに契約の締結実績を公表し、環境大臣へ報告することになっています。

(3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。日本で唯一のタイプI環境ラベル（ISO14024準拠）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、平成23年12月末現在、エコマーク対象商品類型数は49、認定商品数は5,099となっています。

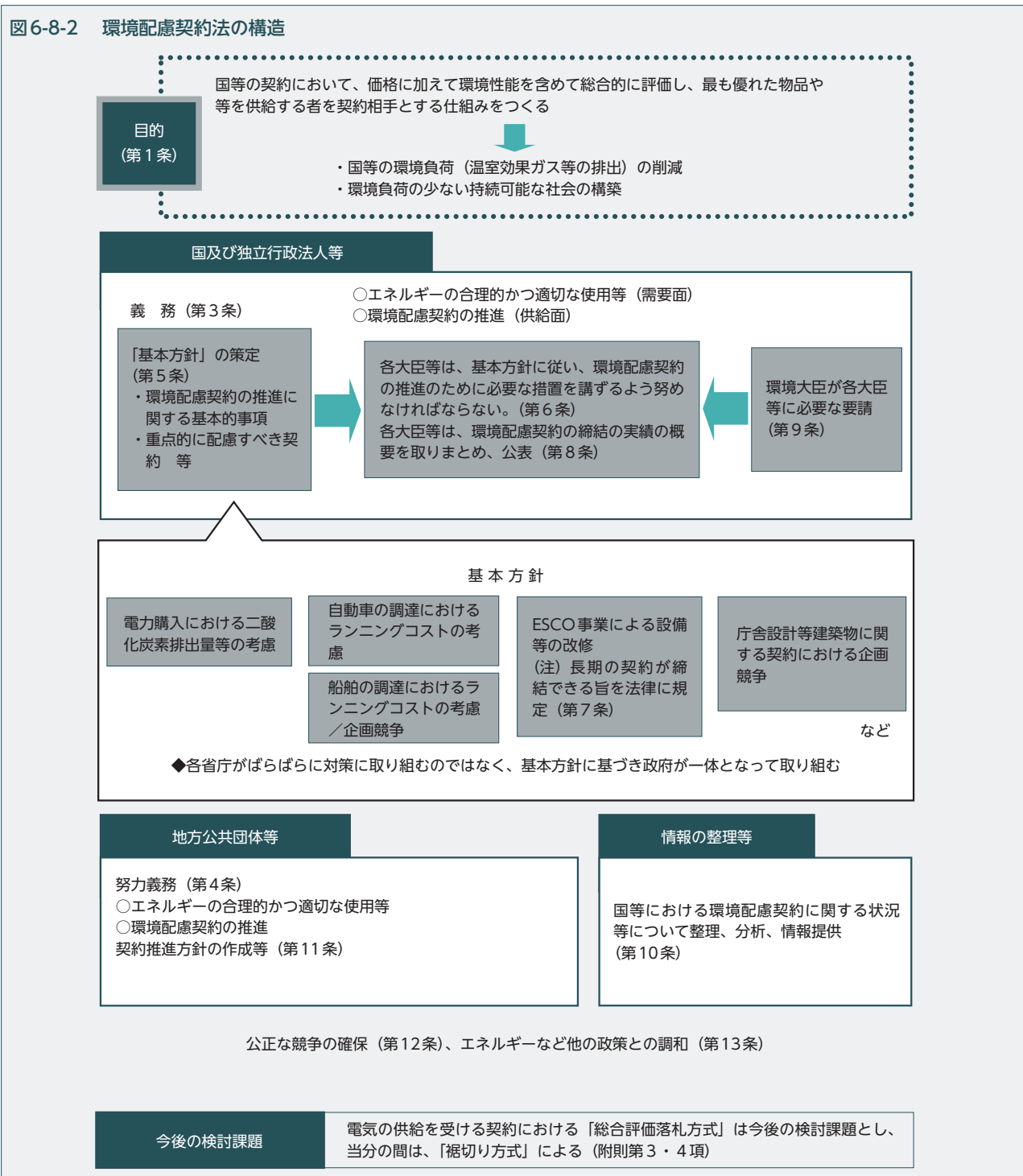
ます。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプII環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理、分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用・更新しました。また、グリーン購入法に基づく特定調達物品等の表示の信頼性を確保するため、「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」を見直し、説明会等を通じて、その普及・啓発に努めました。

また、環境物品等を国際的に流通させてグリーン購入の取組を推進するためには、各国の環境ラベル制度における基準の共通化等が必要であるため、わが国のエコマークを中心に、各国環境ラベル間の相互認証に関する調査・分析を行いました。

(4) 標準化の推進

日本工業標準調査会（JISC）は、平成23年度は「JIS A5021 コンクリート用再生骨材H」などの環境JIS制



定・改正を行うとともに、環境関連法令等の中での環境JISの位置づけを確認しながら、自治体・企業・消費者のグリーン購入等における環境JISの活用状況・ニーズの調査を踏まえ、個別具体的な環境JISの制定・改正・活用促進に向けた検討を行いました。

(5) ライフサイクルアセスメント (LCA)

政府は、原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で環境に与える影響を定量的に分析・評価するLCAの手法を活用して、製品のライフサイクル全体で排出される温室効果ガス排出

量を算定し、消費者に分かりやすく表示するカーボンフットプリント試行事業を平成21年より実施し、平成23年3月末現在でPCR（商品種別算定基準）の数は73、認定商品数は469となっています。また平成24年度からの民間事業移行へ向けて、これまでの試行事業における成果や課題を踏まえた算定・表示のルールの見直しや事業者・消費者双方への制度理解促進に向けた取組等を実施し、カーボンフットプリント貼付商品販売の推進に取り組みました。また、国内のルール構築等を踏まえ、ISOにおける国際標準化の議論に貢献しました。

(6) 家電エコポイント・住宅エコポイント

地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図ることを目的として、高い省エネ性能を持つエアコン、冷蔵庫及び地上デジタル放送対応テレビの購入に対し、多様な商品等と交換できるポイントを付与する家電エコポイント事業を実施しました。平成21年7月より申請受付を開始し、これまで約4,600万件を超える申請がありました。制度実施期間（平成21年5月～平成23年3月）における家電エコポイント制度等による省エネ家電製品の普及により、年間約270万トンのCO₂削減効果があったと推計されています。

また、一定の省エネ基準を満たすエコ住宅の新築、二重サッシ化や複層ガラス化などの窓の断熱改修、外壁や天井等への断熱材の施工といったエコリフォーム、

及びエコリフォームに併せて設置する住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）等に対して、多様な商品等と交換できるポイントを発行する住宅エコポイント事業を実施しました。平成22年3月より申請受付を開始し、平成24年2月末現在で約128万戸の申請がありました。なお、当初の想定を大きく上回る活用が図られ予算額に達する見込みとなったことから、ポイントが発行される工事の対象期間を5か月間短縮し、平成23年7月末までに変更しました。その後、平成23年10月から、東日本大震災の復興支援も目的として制度を再開し（復興支援・住宅エコポイント）、エコリフォームと併せて行うことでポイントの発行対象となる工事等に耐震改修やリフォーム瑕疵保険への加入を追加したほか、発行されたポイントの半分以上を復興支援商品に使うこととしました。

3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

(1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムについて情報提供等を行い、幅広い事業者への普及を図りました。特に、中小企業向けに策定された「**エコアクション21**」（環境活動評価プログラム）については、「建設業」「産業廃棄物処理業」など、特定の業種に対応した業種別のガイドラインを策定しました。また、中小企業への環境マネジメントシステムの普及を図るため、環境マネジメントシステムの認証登録を要件とする低利融資制度により、事業者のエコアクション21の認証取得及びそれに伴う環境対策投資の支援等を実施しました。平成24年3月末現在、環境マネジメントシステムISO14001の認証登録件数は約2万件、エコアクション21の認証登録件数は約7千件です。

(2) 環境会計

環境会計については事業者による効率的かつ効果的な環境保全活動の推進に資するため、さらなる環境会計の促進と質の向上に向けて環境会計ガイドライン改訂の検討を実施しました。

企業経営に役立つ環境管理会計の一手法であり、廃棄物削減と生産性向上を同時に実現する**マテリアルフローコスト会計**については、普及・促進のため、普及事業の拠点となる事業者団体等におけるセミナー等の開催、導入実証事業と普及指導を担う人材育成のためのインターンシップ事業を実施しました。また、平成20年3月にISOにおいて承認されたマテリアルフローコスト会計の国際標準規格化については、わが国が議長及び幹事を務める作業部会ISO/TC207/WG8にて議論されており、わが国の主導により、平成23年9

月に国際規格 (ISO 14051) としてISO発行され、日本工業規格 (JIS) についても平成24年3月に、JIS Q14051（環境マネジメント—マテリアルフローコスト会計—一般的枠組み）を制定・公示しました。

(3) 環境報告書

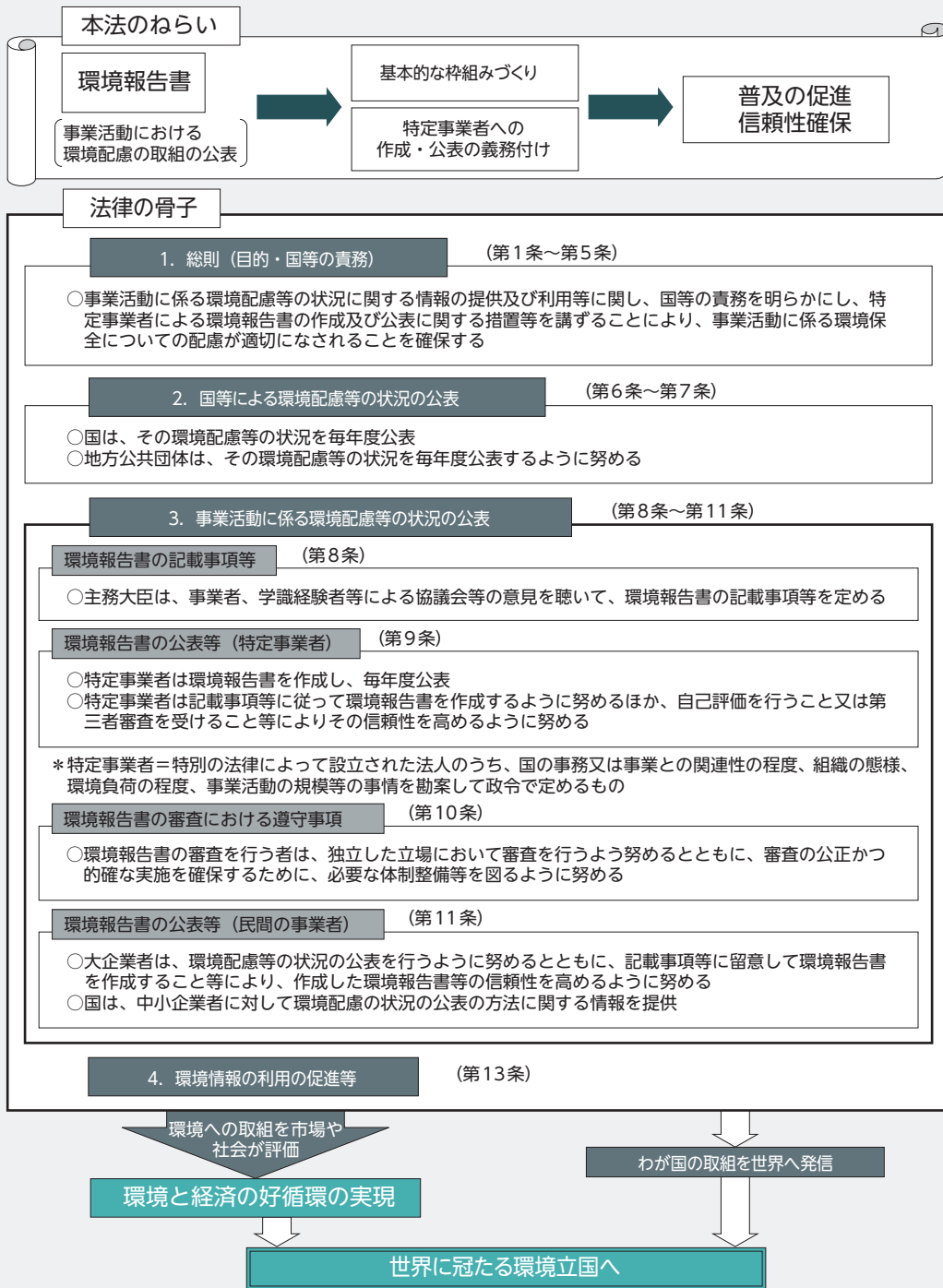
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「**環境配慮促進法**」という。）では、**環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備**や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています（図6-8-3）。環境報告書の作成・公表及び利用活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるサイトとして「**もっと知りたい！環境報告書**」を運用しました。また、民間企業・団体の環境報告書を検索可能な形で搭載したサイトとして「**環境報告書プラザ**」を運用しました。

また、環境報告書作成にあたっての実質的な手引きである**環境報告ガイドライン**について、さらなる情報開示の促進と質の向上に向けた改訂の検討を実施しました。環境報告書の表彰制度である環境コミュニケーション大賞において、優れた報告書の表彰を行いました。さらに、戦略的環境経営と情報開示をテーマに環境コミュニケーションシンポジウムを開催するなど、引き続き環境報告書に関する取組を支援しました。

(4) 公害防止管理者制度

工場における公害防止体制を整備するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46

図6-8-3 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要



資料：環境省



第6章 各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

年法律第107号)によって一定規模の工場に公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者等の選任が義務付けられており、約2万の特定工場において公害防止組織の整備が図られています。

同法に基づく公害防止管理者等の資格取得のため、昭和46年度以降国家試験が毎年実施されており、平成23年度の合格者数は6,220人、これまでの延べ合格者数は33万3,413人です。

また、国家試験のほかに、一定の技術資格を有する

者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者が公害防止管理者等の資格を取得するには、資格認定講習を修了する方法があり、平成23年度の修了者数は2,103人、これまでの修了者数は26万1,794人です。

(5) 効果的な公害防止の取組の促進

近年の環境問題の多様化や激甚な公害の対応を担ってきた職員の退職等を背景として、公害防止対策を取

り巻く状況が変化しており、こうした中で、昨今、排出基準の超過や測定データの改ざん等が明らかになっており、事業者や地方公共団体における効果的な公害防止対策の推進の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、改正された**大気汚染防止法**及び**水質汚濁防止法**が平成23年4月に全面施行され、事業者による測定結果の保存が新たに義務付けられるとともに、測定結果の未記録や改ざん等への罰則が強化されました。また、水質汚濁防止法については、事故時の措置の対象物質として新たに52の指定物質を定めるなど拡充がなされました。

また、平成22年1月の中央環境審議会答申（「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」）を踏まえ、事業者や地方公共団体が公害防止を促進するための方策等の検討を行い、公害防止のための新しい地域とのパートナーシップに関する指針を策定中です。

4 環境金融の促進

(1) 環境投融資に係る支援

環境に配慮した事業活動を行う事業者を支援するため、環境面からのスクリーニング手法を用いた金融機関が行う低利融資について、温暖化防止の観点から利子補給を実施しました。また、日本政策金融公庫より、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ、**エコアクション21**等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。そのほか、低炭素機器をリースで導入した場合に、リース事業者に対してリース料の助成を

(6) 温室効果ガスの有効化審査員・検証員の力量に関する標準化

温室効果ガスの有効化審査員・検証員の力量に対する要求事項に関する国際規格（ISO14066）の平成23年4月発行をうけて、日本工業規格（JIS）を平成24年3月に発行しました。

(7) ICT利活用による環境負荷軽減の効果の評価手法

ICT利活用による環境負荷軽減の効果を評価するもののうち、平成24年3月にICTサービス等を構成するハードウェア資源、消費するエネルギーや物量に伴うCO₂排出量を、「物の消費」や「人・物の移動」等「8つの活動項目」に整理し、それぞれ「原材料取得」「製造」「使用」「廃棄/リサイクル」にいたるライフサイクル全体にわたって算出する「ICT製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法（L.1410）」がITU-T勧告として採用されました。

実施しました。

なお、金融機関が自主的に策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」について事務局として支援を行いました。

(2) 投資判断に資する企業の環境情報開示等

投資判断に資する、企業の環境情報の提供促進について検討を行うとともに、**環境報告ガイドライン**の改訂へ反映を行いました。

5 その他環境に配慮した事業活動の促進

(1) 地域等での環境に配慮した事業活動

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

わが国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、環境省の調査によれば、平成22年の市場規模は約69兆円、雇用規模は約185万人となっています（表6-8-2）。前年（平成20年）はそれぞれ約67兆円、約180万人と推

計されており、市場規模、雇用規模ともに増加傾向が示唆され、金融危機後の回復基調がその一因と考えられます。

地域における企業、NPOや自治体の関係者が一体となって、地域の特性を活かしながらコミュニティの環境配慮活動を活性化する「環境配慮活動活性化ビジネ

表6-8-2 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状

市場規模（兆円）		雇用規模（万人）	
平成12年	平成22年	平成12年	平成22年
41	69	106	185

ス」を発掘し、その展開を支援しました。

(2) エコ・アクション・ポイント

環境省では、経済的インセンティブを付与することで国民一人ひとりの環境配慮行動（エコアクション）を促す取組を進めるため、環境配慮型の商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、

様々な商品等と交換できる仕組みである「エコ・アクション・ポイント」のモデル事業を平成20～22年度に実施してきましたが、平成23年度からは、民間事業者が主体となり、全国のあらゆる業種・業態の事業者が参加できる仕組みが構築されています。平成23年度は、3年間のモデル事業の実績・課題等を検証し、また、プログラム運用のチェック・評価を行うことで、今後の改善に向けた検討・提言を行いました。

6 社会経済の主要な分野での取組

(1) 農林水産業における取組

環境と調和のとれた農業生産活動を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進しました。さらに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（**エコファーマー**）の認定促進や、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を引き続き行いました。新たに21年度から、エコファーマーの技術や経験の交流を図るための全国ネットワーク化を支援しました。

また、化学肥料、化学合成農薬の5割以上低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援を行うとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組等の支援、施設の整備に関する支援を行いました。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、たい肥化施設等の施設整備を推進し、**家畜排せつ物法**に基づく適正な管理を確保するとともに、たい肥化による農業利用や、エネルギー利用等の一層の推進を図りました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理、炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用の推進に引き続き努めました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に基づく取組を支援しました。また、沿岸域の藻場・干潟の造成等、生育環境の改善を実施しました。養殖業に

ついては、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、種を組み合わせた養殖による環境負荷低減技術の開発を進めました。

(2) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。自動車NOx・PM法に基づく自動車使用の合理化の指導等を実施しました。また、同法による車種規制の円滑な施行を図るため、担保要件の緩和を含む政府系金融機関による低利融資等の普及支援策を講じました。

ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、ディーゼルエンジンの高い熱効率を維持したまま排出ガスの低減を図ることを目的とした予混合圧縮燃焼エンジン技術、革新的後処理システム技術の開発を進めるとともに、低公害性の抜本的な改良を目指すジメチルエーテル自動車、非接触給電ハイブリッド自動車等の開発を進め、実証走行試験等を実施しました。

また、交通分野において、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究として、配送用トラックのEV化や小型ソーラー水素ステーションと燃料電池車を組み合わせたCO₂排出ゼロシステムに係る技術開発等を行いました。

さらに、車両導入に対する各種補助、**自動車税のグリーン化**及び自動車重量税・自動車取得税の時的限的免除・軽減措置等の税制上の特例措置並びに政府系金融機関による低利融資を講じ、低公害車のさらなる普及促進を図りました。

イ 交通管理

新交通管理システム（UTMS）の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・



停止回数を減少させるとともに、**光ビーコン**等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ確に提供しました。また、**交通公害低減システム(EPMS)**を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、3メディア対応型**道路交通情報通信システム(VICS)**車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共輸送機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、**公共車両優先システム(PTPS)**の整備等を推進しました。また、都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、違法駐車取締りの強化、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用等のハード、ソフト一体となった駐車対策を推進しました。

ウ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、バスを中心としたまちづくりを行うオムニバスタウンの整備推進、バス・鉄道共通ICカードの普及促進、バスロケーションシステムの普及促進、ノンステップバスの導入促進等、バスの利用促進策を講じました。また、軌道改良・曲線改良等の幹線鉄道の高速度化等を行う一方、都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良など既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることや駅のバリアフリー化を推進することにより利用者利便の向上策を講じました。

また、通勤交通グリーン化の推進のため、事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度の普及・促進を図り、406事業所を認証するなど、マイカーから公共交通等への利用転換の促進を図りました。

第9節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

地球環境問題に対処するため、①国際機関の活動への支援、②条約・議定書の国際交渉への積極的参加、③諸外国との協力、④開発途上地域への支援を積極的に行っています。

(1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

ア 多国間の枠組みによる連携

(ア)国連を通じた取組

① 国連持続可能な開発委員会(CSD)

国連持続可能な開発委員会(CSD)第19会期が、平成23年5月にニューヨークの国連本部にて開催され、「廃棄物管理」、「化学物質」、「持続可能な生産と消費に関する10年取組枠組み」等をテーマとし、各国政府等がとるべき行動について活発な議論が行われ、わが国も積極的に議論に貢献しました。

② 国連環境計画(UNEP)における活動

日本は、創設当初から一貫して国連環境計画(UNEP)の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、平成23年は約280万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。同年2月には、第26回管理理事会/グローバル閣僚級環境フォーラムがケニア・ナイロビ

で開催され、UNEPの活動計画案や予算案に加え、グリーン経済、国際環境ガバナンス、廃棄物管理、生物多様性等について議論が行われました。

さらに、日本に事務所を置く**UNEP国際環境技術センター(IETC)**が実施する開発途上国等への環境上適正な技術(EST)の移転を支援しました。

③ 国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)における活動

第16回北東アジア環境協力高級実務者会合(**NEASPEC SOM16**)が平成23年9月に韓国のソウルで開催され、「黄砂対策」や「国境地帯の自然保護」等をテーマとして議論が行われるとともに、リオ+20の準備における国内・サブ地域の活動及びプロセスのレビューについて各国より発表が行われました。日本も本会合においてラポルトゥールを務めるなど積極的な貢献を行いました。

また、リオ+20アジア太平洋地域準備会合が平成23年10月に開催され、各国政府から、リオ+20の2つのテーマであるグリーン経済及び制度的枠組みに関してそれぞれステートメントが行われました。日本もラポルトゥールを務めるとともに、ビューロー会合の一員として、リオ+20の方向性に係る原理原則を記述した成果文書案の採択に貢献しました。

(イ)世界気象機関(WMO)における取組

わが国は、WMOの全球気象監視計画(WWW)、世界気候計画(WCP)、大気研究・環境計画(AREP)などを通じた地球環境保全のための取組に積極的に参画しました。平成23年5～6月に開催された第16回WMO総会では、「気候サービスのための世界的枠組み(GFCS)」をWMOの主要事項として推進していくことが決定され、わが国はGFCSの実施計画策定に参画・貢献しています。また、地域気候センター(RCC)及び中国と連携したRCCネットワークを運営して、アジア地区内の気候情報の利用促進と能力向上等について貢献しました。

(ウ)経済協力開発機構(OECD)における取組

わが国は、平成22年1月から平成23年12月まで**OECD環境政策委員会**の議長を務めるなど、OECD環境政策委員会及び関連作業部会の活動に積極的に参加しています。平成23年には、当該委員会の下で、平成20年のOECD環境大臣会合で作成することとされた2050年の地球環境の将来予測をまとめた報告書「OECD環境アウトルック2050」についての議論が行われました。また、OECD閣僚理事会では、平成21年のOECD閣僚理事会で策定されることが合意された「OECDグリーン成長戦略」の統合報告書が発表されました。

(エ)世界貿易機関(WTO)等における取組

WTO貿易と環境に関する委員会(CTE)特別会合等では、貿易と環境の相互支持を強化することを目的として、平成13年のWTO第4回閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言に基づき、WTOルールと多国間環境協定(MEAs)が規定する特定の貿易上の義務との関係や、環境関連の物品及びサービスの関税・非関税障壁の削減又は撤廃等について交渉が行われています。

これに加え、わが国は経済連携協定の締結交渉も精力的に進めてきており、これまでのところ、ベトナムやスイス等との間で二国間協定を締結したほか、ASEANとの経済連携協定の締結も行いました。こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易をはじめとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組を進めています。

(オ)主要国首脳会議(G8サミット)における取組

平成23年5月にフランスで開催されたG8ドーヴィル・サミットでは、グリーン成長、気候変動及び生物多様性が議題として取り上げられました。2050年までに世界全体の**温室効果ガス**の排出量を少なくとも50%削減するという目標をすべての国と共有するとの意図を再確認し、この努力の一部として、先進国全体で、温室効果ガスの排出を、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標が支持されたほか、生物多様性の現在の損失速度が容認できないものであることを認識し、その損失を遅らせるための努力を強化することが表明されまし

た。さらに、平成22年10月に名古屋で開催された**生物多様性条約**第10回締約国会議の成果は、大きな前進であるという認識を共有しました。グリーン成長については、持続可能な世界成長を確実なものとする上で不可欠な要素で、持続可能な開発に寄与するものであるとし、同分野において主要な役割を果たし続けることへのコミットメントが表明されました。

(カ)アジア・太平洋地域における取組

① クリーンアジア・イニシアティブ

環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指す**クリーンアジア・イニシアティブ**は、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」で提唱され、20年6月に具体的な目標や政策が取りまとめられました。23年度は、引き続きアジア各国に対し、本イニシアティブの周知を図るとともに、各種環境大臣会合等で協力を呼びかけました。

② 東アジア首脳会議環境大臣会合及びASEAN+3(日中韓)環境大臣会合

平成20年10月に開催された第1回東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合において環境的に持続可能な都市(ESC: Environmentally Sustainable Cities)が優先的に取り組む課題とされました。ESCの取組の情報交換を行う第3回環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナーをカンボジアで平成24年3月に開催しました。23年10月にカンボジアで開催された第10回ASEAN+3環境大臣会合では、同年9月にブルネイで開催された日ASEAN環境対話の結果や、日ASEAN統合基金による環境協力の進捗状況が報告されたほか、ASEAN環境モデル都市プログラム等について意見交換が行われました。

③ 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)

平成23年4月に、釜山(韓国)において第13回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM13)が開催され、各国の環境政策の進展、地球規模及び地域の環境課題、環境協力に係る三カ国共同行動計画の進捗等について討議が行われました。本会合では、今後、黄砂や海洋ごみ等の越境汚染対策、渡り鳥が関係する鳥インフルエンザ対応等の分野での協力及び対策強化を行うこと、東日本大震災を踏まえて、自然災害に起因する環境破壊を防止するため、情報共有や人材育成等の共同施策を検討すること等が合意されました。また、TEMM13にあわせて開催されたビジネスフォーラム及び学生フォーラムにおいて、環境市場を拡大するための環境情報の共有や低炭素グリーン・キャンパスの実現等について議論が行われ、両フォーラムの結果は、大臣会合に報告されました。さらに、TEMMの下でのプロジェクトとして、日中韓環境産業円卓会議及び日中韓合同環境研修等が開催されました。

④ アジアEST(環境的に持続可能な交通)地域フォーラム

平成23年12月に、ニューデリーにおいてアジアEST地域フォーラム第6回会合を開催しました。アジア地



域21か国の代表が参加し、ESTに関する政策、先進事例等の共有を図るとともに、グリーン経済に向けたESTの役割や取組についての議論が行われ、その重要性を確認しました。これらの議論を踏まえ、アジア地域において「バンコク宣言2020」に示された目標の実現に向け、より一層ESTを推進することについて確認しました。

⑤ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)

平成23年11月から12月にかけて、ベトナムのハノイにおいて第13回政府間会合が開催され、東アジア地域における酸性雨状況に関する第二次定期報告書の採択等が行われました。

⑥ アジア水環境パートナーシップ(WEPA)

平成23年9月にマニラにおいて第3回国際ワークショップ及び第7回年次会合を開催し、各国の水質管理目標や流域管理、生活排水処理に関する現状や課題に関する情報共有・意見交換を行いました。また、平成24年3月にマルセイユ(フランス)で開催された第6回世界水フォーラムにおいて、アジアの水環境の現状や今後の課題をとりまとめた「WEPAアウトルックアジアの水環境管理2012」を発表しました。

⑦ アジア水環境改善モデル事業

わが国企業による海外での事業展開を通じ、アジア等の水環境の改善を図ることを目的に、平成23年度より新たにアジア水環境改善モデル事業に着手しました。平成23年度は、公募により選定された民間事業者が、インドネシアやマレーシア、ベトナム、インドにおいて事業場排水や生活排水処理事業に関する5件の実施可能性調査を実施しました。

⑧ アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の枠組みを活用し、アジア太平洋地域の、特に開発途上国における地球変動研究の推進を積極的に支援しました。

⑨ アジア・コベネフィット・パートナーシップ

平成22年11月に創設された「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」において、アジアの途上国における環境汚染対策と温室効果ガス排出削減を同時に効率的に推進するための方策検討に積極的に参画するとともに、専用ウェブサイトを活用し、コベネフィット・アプローチの普及啓発に取り組みました。

⑩ アジア諸国における石綿対策技術支援

平成24年3月にカンボジアに行政・技術専門家を派遣し、石綿対策に関する基礎情報の提供を行いました。

⑪ 日本モデル環境対策技術等の国際展開

日本の環境対策・環境測定技術を、規制・制度、人材などとパッケージにしてアジア諸国へ普及・展開することを目的として、中国、ベトナム及びインドネシアにおいて、環境対策技術等に関する共同政策研究、ワークショップ等の協力事業を実施しました。また、こうした協力事業の成果をアジア諸国において共有す

る取組や、アジア諸国で必要とされている環境対策技術等の情報を国内事業者に提供する取組を実施しました。

イ 二国間の枠組みによる連携

(ア)中国

平成23年7月に環境副大臣が訪中し、中国環境保護部副部長、国家発展改革委員会副主任、国家林業局副局长と日中環境協力の推進について意見交換しました。

大気分野については、平成19年12月に、両国の環境大臣間で締結した、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減の双方に資するコベネフィット協力に関する意向書に基づき実施した協力の今次3年間の成果を取りまとめました。平成23年4月には、協力の第2フェーズに係る覚書に合意し、中国第12次五ヶ年計画の大気汚染物質削減目標に資する協力を進めるべく協議を行いました。さらに、中国での窒素酸化物の総量削減に資するため、平成21年度から窒素酸化物削減手法や評価に関する共同研究を実施しており、23年度には湖北省武漢市を対象として、NOx削減対策技術を導入するモデル事業を開始しました。

水分野については、平成20年5月に日中双方の環境大臣間で交わされた覚書に基づく分散型排水処理モデル事業を着実に推進するとともに、平成23年12月には東京にて「中国12次5ヶ年計画の重点分野の解説と日中水環境協力の総括に関するセミナー」を開催し、事業の成果を国内に広く発表しました。また平成23年4月には両国環境大臣間で新たに「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業に関する覚書」を締結し、山東省威海市においてモデル事業に着手したほか、平成24年2月には北京にて「日中水汚染物質総量削減に関する国際セミナー」を開催し、両国間の水汚染物質総量規制に関する共同研究の成果やアンモニア性窒素等削減技術を紹介しました。

(イ)韓国

日韓環境保護協力協定に基づき平成23年9月27日、ソウル(韓国)で第14回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、気候変動問題、生物多様性、砂漠化防止、海洋ごみ問題等につき意見交換を行うとともに、共同研究等を進めました。

(ウ)モンゴル

平成23年9月14日、モンゴルで第6回日本・モンゴル環境政策対話が開催され、両国の環境政策と課題、協力の方向性について意見交換を行うとともに、今後、両省間の協力を更に推進していくため、環境協力に関する覚書を大臣間で締結することについて合意しました。なお、本覚書については、平成23年12月8日、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)期間中に南アフリカ・ダーバンで行われた二国間会談の際に、両大臣による署名が行われました。

(エ) その他

平成19年12月にわが国とインドネシアの環境大臣間で締結したコベネフィット協力に関する共同声明に基づき協力を実施してきたところですが、平成23年9月に協力の第2フェーズに係る文書に署名し、協力を進めるため現地調査・協議を行いました。

また、平成23年11月25日日本国政府とインドネシア政府との間で両国間の気候変動分野における具体的な協力と更なる対話の促進が重要との認識の下、森林保全、二国間オフセット・クレジット制度、MRV（測定、報告、検証）の強化、低炭素成長の実現等における協力を謳った二国間協力文書が合意されました。

ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、「Japan Annual Report on the Environment, the Sound Material-Cycle Society and the Biodiversity 2011」（英語版環境・循環型社会・生物多様性白書）等海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。

(2) 開発途上地域の環境の保全

日本は政府開発援助（ODA）による開発途上国支援を積極的に行っています。環境問題は、「政府開発援助大綱」において、「地球的規模の問題への取組」の中で「重点課題」として位置付けられています。

さらに、ODAを中心としたわが国の国際環境協力については、平成14年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」において、環境対処能力向上やわが国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。平成22年度においては、環境分野の国際協力として約7,652億円の支援を行いました。

ア 技術協力

技術協力は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて環境分野においても実施しています。日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成や、課題解決能力の向上を支援します。具体的には、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与、また、それらを組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに政策立案や公共事業計画策定

の支援を目的とした協力（開発計画調査型技術協力）などを行っています。

イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策など）、地球温暖化対策関連（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において実施されています。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

ウ 有償資金協力

有償資金協力（円借款）は経済・社会インフラへの援助等を通じ開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対しても、JICAを通じて、積極的に円借款を供与しています。

エ 国際機関を通じた協力

わが国は、UNEPの環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金等に対し拠出を行っており、また、わが国が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も環境分野では重要になってきています。

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として地球環境益に資する増加コストに対する資金を供与する国際的資金メカニズムです。わが国はアメリカに次ぐ世界第2位の資金拠出国として、実質的な意思決定機関である評議会の場合等を通じ、GEFの活動に積極的に参画しました。

(3) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

行政とNGO間及び途上国の持続可能な開発に携わる国際協力NGO間の連携を推進し、環境国際協力を強化することを目的に、平成23年度にはさまざまな国際協力NGOや政府関係者、研究者などを対象としたNGO連携会合を開催しました。



2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

(1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

「環境研究総合推進費」制度の一環として、海外の研究者を招へいして日本の国立試験研究機関等において共同研究を行う「国際交流研究」の枠組み等を活用し、継続して調査研究等の充実、強化を図りました。

監視・観測については、**UNEP**における地球環境モニタリングシステム(GEMS)、**世界気象機関(WMO)**における**全球大気監視(GAW)計画**、**WMO/ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)**合同海洋・海上気象専門委員会(JCOMM)の活動、**全球気候観測システム(GCOS)**、**全球海洋観測システム(GOOS)**等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「**全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画**」を推進するための国際的な枠組みである**地球観測に関する政府間会合(GEO)**において、平成20年11月まで執行委員会国を務めるとともに、GEOの専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長を務めるなど、GEOの活動に積極的に参加しました。全球気候観測システム(GCOS)の地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター(**GSNMC**)業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象局と連携して推進しました。

アジア太平洋気候センターは、WMOの地域気候センター(RCC)を運営し、アジア太平洋地域各国の気象機関に対し基盤的な気候情報及びWEBベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、アジア太平洋地域の気象機関を対象にした研修を実施するなど、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

また、VLBI(超長基線電波干渉法)やGPSを用いた

国際観測に参加するとともに、験潮、絶対重力観測等と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しています。

さらに、東アジア地域における**残留性有機汚染物質(POPs)**の汚染実態把握のため環境モニタリングを実施するとともに、域内各国間で情報を共有し今後の計画について検討するため、ワークショップを開催しました。

(2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実・強化

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の枠組みを活用し、アジア太平洋地域における特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。APNでは、神戸市内に開設したAPNセンターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究などを支援し、地域内諸国の研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

また、地球環境の現状を把握するための地球全陸域の地理情報を整備する「地球地図プロジェクト」を関係国際機関等と連携して主導しました。本プロジェクトには164か国・16地域が参加しており、71か国・4地域分のデータが公開されています(平成22年3月31日現在)。さらに、東アジアをリアルタイムでカバーできる温暖化影響観測ネットワーク網の構築によりアジアの**環境影響評価**を行うとともに、アジア太平洋環境経済統合モデル(AIMモデル)を用いて、アジア各国(中国、インド等)が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発に協力をしました。

また、アジア太平洋気候変動適応ネットワーク(APAN)を他の国際機関等との連携により支援し、気候変動適応に関する活動の強化を推進しました。

3 民間団体等による活動の推進

経済成長著しいアジアの新興国で活動を展開しようとするわが国企業が、**企業の社会的責任(CSR)**を念頭においた環境社会配慮を積極的に推進できるよう、わ

が国企業の環境国際CSRに関する先進事例を調査し、それらの情報をウェブサイトに掲載するとともに、国際環境協力セミナーを開催しました。